

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 平成28年 9 月16日（金） 午前 9 時30分 開会
午後 5 時18分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|--------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 西井 覚 |
| | 副委員長 | 増田 順弘 |
| | 委員 | 川村 優子 |
| | 〃 | 西川 朗 |
| | 〃 | 岡本 吉司 |
| | 〃 | 朝岡 佐一郎 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |
| | 〃 | 白石 栄一 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 赤 井 佐太郎
議 員 内 野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 |
| 副 市 長 | 生 野 吉 秀 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 |
| 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 |
| 企画部長 | 米 井 英 規 |
| 企画政策課長 | 岩 永 睦 治 |
| 総務部長 | 安 川 誠 |
| 総務財政課長 | 米 田 匡 勝 |
| 生活安全課長 | 門 口 昌 義 |
| 〃 補佐 | 植 田 和 明 |
| 税務課長 | 吉 村 雅 央 |
| 収納促進課長 | 西 川 嘉 則 |
| 市民生活部長兼 | |

新炉建設準備室長	巽	重	人
保険課長	森	本	美起代
人権政策課長	布	施	憲一
環境課長	西	川	博史
新庄クリーンセンター所長兼			
當麻クリーンセンター所長	増	井	良之
保健福祉部長	水	原	正義
保健福祉部理事兼			
子育て福祉課長	岡	幸	子
社会福祉課長	石	井	由美
長寿福祉課長	西	川	育子
健康増進課長	西	川	佳伸
都市整備部長	土	谷	宏巖
都市整備部理事兼			
都市計画課長	木	村	喜哉
建設課長	河	合	忠尚
産業観光部長	池	原	博文
農林課長	芝	浩	文
商工観光課長	岸	本	俊博
教育部長	吉	村	孝博
教育委員会理事兼			
生涯学習課長	和	田	正彦
教育総務課長	前	村	芳安
学校教育課長	橋	本	佳和
学校給食センター所長	西	川	良嗣
図書館長	辻	本	卓身
中央公民館長	辻	一	成
新庄文化館長	西	村	圭代子
當麻文化館長	吉	村	恭信
歴史博物館主幹	吉	岡	昌信
体育振興課長	竹	本	淳逸
上下水道部理事兼			
水道課長	西	口	昌治
下水道課長	松	本	秀樹
会計管理者	下	村	喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 認第1号 平成27年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成27年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成27年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

委員外議員は内野議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクのボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質問は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましても、答弁は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いします。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いします。

それでは、議案審査に移ります。

昨日に引き続き、7款消防費から12款までの質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

ちょっと待ってください。きのうの朝岡委員の質問に対して間違った答弁があったということで、答弁の修正をまず行ってもらいたい。

門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

昨日答弁させてもらいました消火栓の点検また管理につきまして、私、———
———(削 除)———ということでお答えさせていただきました。管理また運用につきましては、葛城市の方で実施しておりますので、発言を修正させていただきたいと思います。

西井委員長 ただいまの申し出につきまして、皆さん、議事録の方も削除させてもらおうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。

白石委員。

白石委員 前日に引き続き、質疑をさせていただきます。

先ほど門口課長の方から、消火栓の点検等について、市が点検、管理をしていると、この

ように答弁を訂正して、申されたわけではありますが、市は広域化になって以後、1,177本の消火栓の点検を、実際にやられているのか、この点をまず確認しておきたい、このように思います。

事項別明細書の110ページをお願いします。消防施設費についてであります。委託料の測量設計等委託料172万8,000円、消火栓新設等工事委託料113万9,400円、これらの事業の基本額、そして、その財源の内訳をお伺いしたいと思います。

それから、15節工事請負費、これの事業箇所については、兵家、木戸で防火水槽の設置工事がやられている、このことだと思うんですけども、それぞれの事業費、そして、その財源の内訳についてお伺いします。

ちょっと4点になるかもわかりませんが、あわせて負担金補助及び交付金の消防施設事業費補助金、この補助基本額、このうちの3分の1が119万2,800円だと、こう思うんですが、確認のため補助基本額をお伺いしておきたいと思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員の質問の中で、市としての消火栓の管理の方でございます。どういうふうな管理をしているのかという質問であったと思います。この件につきましては、市として、各交通指導員等、大字の方に赴いていただいております。そのときに、消火栓の位置、その方を確認していただいておりますので、実際そこを通ったときに異常等がないかどうか、また、大字の区長さんから修繕等の要望、要請があったときに、再度確認させていただきまして見させていただく、そういうことによって管理等をさせていただいておる、そういう次第でございます。

続きまして、防火水槽の件であったと思います。防火水槽の事業費でございます。その方につきましては、この防火水槽の手順としまして、大字よりの要望書の提出がございまして、大字の方から防火水槽の用地を確保していただきます。それで、区長より用地の取得の事業の認定ということで、その認定の申請がありまして、用地取得事業の認定審査委員会の方で用地の……。

(「手続的なことは聞かれていない」の声あり)

門口生活安全課長 木戸の事業費につきましては、金額は1,360万8,000円でございます。兵家につきましては1,312万6,320円でございます。木戸の防火水槽の用地の購入費……。

(「用地のことは聞かれていない」の声あり)

西井委員長 誰かわかっているんやったら、早く答弁して。

植田補佐。

植田生活安全課長補佐 生活安全課の植田でございます。よろしくお願いします。

委託料の質問であったと思います。防火水槽設置工事に伴う測量設計委託料としまして172万8,000円。それから、消火栓ですが、笛吹で56万7,000円、それから太田で57万2,400円でございます。

消火栓の財源ですが、これは全て単費でございます。

それから、防火水槽の委託料でございますけども、財源の内訳ですが、緊急減災防災事業債を利用しております。

以上でございます。

西井委員長 消防施設の補助金は。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時44分

再 開 午前9時45分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

ただいまの消防施設整備事業補助金119万2,800円の内訳でございます。延べ54カ大字に行った初期消火用具の整備に対しまして、3分の1の補助金を交付させていただきました。格納箱、ホース、ノズル、キーハンドル、スタンドパイプ、その設置料等となっております。よろしくお願いします。

西井委員長 白石委員。

白石委員 門口課長からご答弁をいただきました。

消火栓の点検については交通指導員ということで、どうやってるのかなと思ったら、頭に浮かんだのは、あの青パトに乗って、市内を時間を定めて回っているという、そういう光景が頭に浮かんだわけでありまして、そのことを言ってるんですね。

これが実際にやっているパトロールの点検ということであるならば、これはちょっとただけでないやり方ですね。実際にはそういうことじゃないでしょう。やはり地域の自警団とか、地域の団体に依頼をしてやられているんじゃないんでしょうか。実際に青パトで、そんな点検できるはずがないじゃないですか。そうじゃないんですか。これ、もう一度正確にお答えをいただきたい、このように思います。

それから、消火栓あるいは防火水槽の設置についての質疑は、この間いろいろ予算決算等で議論をされているわけで、その質疑のポイントはその財源の内訳なんですね。防火水槽は、1件当たり1,300万円を超えるんですね。それこそ性能もよくなって、自動的に水が供給されるというふうな、多分そういう防火水槽だというふうに思うんですけども、これが1,300万円の財源のうち1割が地元負担になっていると、これはもう消火栓も一緒なんですね。消火栓113万9,400円ということでありまして、この10%が地元負担になっていると。しかも、それは寄附金として採納されているんじゃないんですか。それを確認しておきたいと思います。

それから、消防施設整備事業補助金ですね。119万2,800円ということでありまして。補助基本額は、これは計算すれば出てくることでありまして、改めて聞かなくてもいいと思うんですけども、これの3分の2を地元が負担をしている、こういうことでありまして。

私は、市民の安全安心のまちづくりをしていくという点で、やはり市が率先をして、格納箱にしても、ホースにしても、筒にしても整備をしていくべきだというふうに思っています。

しかし、この間、この3分の1の補助だけでずっと経過をしてきてるんですね。その地域の財政力によって整備の状況が変わっているという点では、これは市として市民の安全、生命や財産を守るという職責を私は全うしてないということだと思います。

それは、過去には地方財政が非常に窮迫をして、道路にしても、ガードレールやカーブミラーにしても地元の負担がありました。しかし、地方財政が国の施策によって充実される、こういう中で、市民からの負担はやめていこうということで、この間ずっと取り組んできたんですね。その結果、今でも大字要望については、道路の一部を、用地についてご寄附を願うというふうなことはありますけども、基本は市が市の事業として施行するというものでやってきているわけであります。

いずれにしても、やはり市民の生命、財産を守るべき初期消火の重要な施設である格納箱、ホース、筒、そして防火水槽や消火栓というのは、これは全額市が負担をして計画的に設置をしていく、これはもう当然のことだというふうに思うんですね。そして、なおかつ地元のいろんな諸団体の協力を得て、日常不断に点検、チェックをかけておくということが、これはもう求められるんですね。これは当然のことだというふうに思うんですね。

この点、この間、もう何回も何回も議論をしてきてるんですけども、1割の負担、3分の2の負担、これらをなくす、あるいは軽減をしていく、こういう考えはありませんか。この間、防火水槽、消火栓については2分の1から4分の1でしたか、そのように改善をしてきて、今、10分の1になっているんですね。ですから、今日のような地方財政の状況の中で、しっかりと改善をしていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

まず、1点目の消火設備、消火栓及び防火水槽等についての点検事項についてお答えいたします。先ほど課長から青パトによる点検ということで、車の中からでも一応漏水状況とか、そういった分はできるかと思うところでありまして、委員おっしゃるように、地元の自警団等、各大字にございますので、そういった各大字の村の役員さんのご協力も得ながら、また、初期消火の用具という意味合いでは、当然、消防署もそれにご協力いただいている点もございます。そういった内容が今の現状でございます。

また、負担割合についての部分でございますが、1割負担というお話もございますが、現状、今のところは一般寄附、大字からはあくまで市に対しての事業推進に寄与するため、あるいは一般寄附という形で寄附金はいただいております。それと、負担割合については、また今後、理事者と協議させていただいた中で考えさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 安川部長の方からご答弁をいただきました。

格納箱等の、青銅製ですか、あの筒がたくさん盗まれて大変なことになったというふうなことで、そういうこともあって青パトがいろいろ点検チェックというよりは、そういう盗難に遭わないようにパトロールに回っているというのは、私もその点は承知をしています。し

かし、要は消火栓と言ってるけども、防火水槽とか、格納箱とか、そういう点検チェックは、これは定期的に、実際に箱を開けてみるとか、消火栓が実際にちゃんとハンドルを回せば回るような状況になってるかとか、きちっと点検チェックをする必要があるわけですね。

ですから、ちゃんとしたルートで、自警団なり、ないところは大字の区長さんを通して係の人をつくっていただいて、チェックシートをつくり、ちゃんと管理の状況をわかるようにしておく、こういうことが私はもう必要だというふうに思いますね。これはもう明らかに広域化したわけでありますから、市の責務として、職務としてやられることになっているわけで、やはりきちっと対応をしていただきたいということを述べておきたいと思います。青パトと、そして地元の自警団等で点検チェックをしている、消防署も含めて、こういうことですね。それがきちっと点検チェックされているということがわかるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、これも安川部長の方からご答弁いただきました。一般寄附金としていただいているということであります。地方財政法4条の5に割当的寄附金の禁止条項があるわけでありすけども、まさにそれにびしゃっと当てはまる寄附金だというふうに思います。寄附金というのは、こんな割り当てて寄附をしてはならないとなってるわけですよ。強制であれ、強制でなかれ、これはきちっと、少なくともこの分担金徴収条例をつくって負担をしていたくというなら、まだこれはわかります。しかし、いまだに一般寄附金として採納しているということは、これは直ちに改めるべきだというふうに思います。

消火栓の施設整備事業補助金についても一緒です。3分の1が3分の2に改善するとか、やはり大字が本当に必要なところに必要な施設、設備を設置するという条件、整えていくということをやっていただきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、昨日に引き続き、若干質疑をさせていただきます。

同じく、ページは110ページの4目災害対策費というところで、13節委託料に耐震木造住宅の診断事業並びに耐震改修促進計画の見直し事業ということで、それぞれ決算額を計上いただいています。この成果報告書では40ページから41ページに、その内容については記載をいただいているところでございます。

一昨日の総務費でしたか、ファシリティマネジメントで公共施設の耐震というところでも、少しこの件について、耐震化については議論がございましたが、今回は、特に一般住宅ということで、3月議会でしたか、安川部長の方からでしたか、この耐震促進計画の見直しということで、向こう5年間の耐震改修促進計画というのを発表いただいて、委員の皆さんもお持ちでしたらごらんいただきたいと思います。この概要版を含めた計画の見直しということで、313万円ほどの費用が計上されているということでございます。

この中には、今後の耐震に向けての計画値が目標ということで掲載をいただいています。特に災害対策ということで、一般の住宅の耐震化ということで、現状、この決算年度である平

成27年度ペースでは、この計画目標の数値でいきますと、全体の75.7%が既に耐震化がされていると、いわゆる昭和56年以降にお建てになった、35年ほど前に建てられた家、また耐震性があると思われる住宅、そういうのを入れて75.7%。これが平成32年度、向こう5年後、目標値では95%ということであります。逆に言えば、昭和55年の耐震基準以下のその基準というか、耐震化を要すると言われている、基準を満たさない、耐震化が必要だと、不十分であるという住宅が、この平成27年度ペースで約3,000戸あると。それが平成32年度では、この計画でいくと660戸に減っているということで、95%と、こういうふうに計画では発表されています。

先ほど言いました耐震診断の委託料で、成果説明書40ページのその詳細の説明書きを見ますと、この事業の支援を受けて、平成27年度は耐震診断をされた一般住宅は3件あったということでございます。当然、この事業を利用せずに個別で耐震診断をされてるご家庭といたしますか、住宅もあろうかと思えます。正確な数字ではないと思えます。ただ、計画でいくと、5年後に95%にしようと思ったら、1年、大体平均でいくと400戸ぐらいの耐震をしていかないと、この新規の計画にはいかない、こういうハードルの高い計画になっているということです。

この耐震計画の概要版の一番最後の計画の見直しについてというところで記載をされているのには、目標達成に向けて、計画の進捗管理を行い、また、必要に応じて新たな施策に取り組んでまいりたい、こういう最後に締めのお言葉を記載されて、この計画は終わっているわけでございます。具体的に、今この目標値を立てられて、計画を立てられて、向こう5年後の95%へ、一般住宅の耐震化をするというような施策ですね。すぐにではなかなかご答弁いただけないかも知れませんが、ただ、もうこの平成28年度もそれを進めていかないと、なかなか95%にはならないということでございますので、ご見解を求めておきたいと思えます。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

耐震化につきましては、この平成27年度の予算、10件に対して、結局3件しか申し込みがありませんでした。確かに耐震化の促進ということで広報・啓発関係はやっておりますが、なかなか進んでないものでございます。この耐震改修促進計画ということで昨年つくらせてもらったわけでございます。一般住宅につきましては、先ほど議員の方よりありました、最終的には95%の目標値を上げて計画をするということで考えております。

平成28年度につきましても、今現在、耐震化の事業受け付けをやっておりますが、3件程度しかございません。実際、生活安全課としましても、その内容等を訴える、また、啓発としまして市のホームページ等でそれを伝えていく、また、県と一体になりまして各大字の方へ出前講座等に行かせていただく、そういうふうな内容で進めさせていただいてはおりますが、そこまでの目標値を達成するのには、今の制度ではなかなかできないような状況でございます。

今年度、4万5,000円から5万円に、5,000円金額の方もアップさせてもらいましたが、そ

の方につきましては、あくまで耐震診断については無料というのが基本でございます。無料で昭和56年6月以前の一般住宅についてはできるわけでございますので、これからも広報・啓発を進めるようにさせていただきたい、そういうふうを考えております。よろしくお願いします。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 当該生活安全課長にご答弁をいただきました。なかなか進まないということでございます。

啓発活動もちろん大事なんですけど、やはり実際、一般住宅の耐震化に向けては、当然建替えをするなり、耐震化へ向けてのさまざまな補強をするなり、いろいろな手立てが必要でございます。国では住宅ローンの減税であるとか、一定の所得税の控除とか、いろいろなそういう優遇措置を検討もされていますし、実際に実施もされているということで。

先般、私も1回だけ参加をさせていただきました、本田企画監が中心でやっていただいている空き家対策であるとか、こういったことも、ランク付けをして、非常に危険なというようなことであれば、当然その所有者にどのような手立てをとって、そういう住宅については取り壊すとか、そういうことも含めたら、こういう耐震化、それを耐震化というかどうかはわかりませんが、実際、不十分な住宅が減っていくという、こういうことでもあるかと思えますし、その辺のところを含めてご答弁をもう一度いただきたいと思うんですけれども。

あとは、昨日のさまざまな議論の中で、すむなら葛城市キャンペーンで、金利が年5%と言われた。これは、要は新しく家を買う、もしくは中古住宅を買うということでの、そういう引き下げた金利ということで、4行がやっていただいております。こういうローン減税、ローンの引き下げということも、建替えするより結構かかるわけでございます。そういったことも含めて、拡充をそういうような事例にも今後適用していくということも優遇措置に、耐震をしようかなという気になるんじゃないかなというように思いもいたしますので、それも含めましてご見解を最後求めておきたいと、このように思います。

西井委員長 市長。

山下市長 なかなか進まないというところで、やはり出費を伴うというところが、しかも、小さければ数十万円から、大きければ何百万円という出費が伴うというところで、なかなか一般家庭の中で進まない理由の1つだと思います。今おっしゃっていただいたように、空き家対策、「すむなら葛城市」、今は近鉄さんと協力して「すもう、葛城市！」というキャンペーンを全体的にとらせていただいておりますけれども、そういうところも含めて、今後、検討事項に加えて、考えてまいりたいというふうに思います。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 市長から前向きにご答弁もいただきました。計画の目標値にできるだけ近づけていただけるように、今後も更なる制度の確立をいただきたい、このように思います。直近では直下型地震で熊本・九州地方に大きな地震があって、益城町なんかいまだに崩壊している部分、大変被災をされて気の毒な地域がたくさん残っています。熊本市なんかも、中心街はビルが建ってますから全く被害がないように思うんですけれども、1つ裏通りに入ると、もうほとんどの家屋が崩壊している状態らしいです。個人の財産は個人で守らないかんという、これは当

然の話でございますけども、しかし、起きてしまってから、そういうようなことになってもらえない。しっかり行政が手を差し伸べられる施策があれば、今後も十分にこの耐震化95%に向けて、新たな取り組みを展開いただきたい、このように思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 教育委員会の方に入ります。132ページのスポーツゾーン計画設計委託料が計上され、基本計画がつくられ、この間の常任委員会にその計画が提出をされております。私、この間、いろいろ質疑をしてまいりましたけれども、まだその計画の中身が具体化していない。実施設計が終わっていないから事業費等はわからない、また、どのような規模になるかわからない、それから、将来の仕様をどのようにしていくのかというのもこれから議論をすると、こういうことで、当初出された計画案、さらに2回目に出された計画案そのものも、具体的な事業費やその目標、目的、それらがきちとなっていないわけであります。

私は数億円と言いましたけども、数億円で済むのかというふうな状況になるのではないのかというふうに思うわけでありますけれども、まず、第1にお伺いをしたいことは、この新たなスポーツゾーン計画というのは、「スポーツを楽しみ健康を増進することはもとより、市民の皆さんの交流の場としても大きな役割を担っていますが」という、ここの一連の前置きがあって、「より高度で安全かつ安心して利用できる新町スポーツゾーンの再整備を目指し、市民の意見も取り入れ、より充実した」、加えて、「2019年ラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年の関西で開催されるワールドマスターズゲーム等の大会に向けて、近隣の御所市や五條市と連携をしてやっていく」と、こういうふうに書いてるんですね。

一応は市民の健康づくりとか、交流の場として、改めてこれを整備するんだということを前に持って来て、ワールドカップのラグビーやオリンピックは後へしてるんです。これはそのように書きかえているということなんですけれども、実際に「葛城市新町スポーツゾーン（仮称）基本計画策定業務」の仕様書を見てみますと、業務の目的というのが書かれているわけですね。ここには、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック、2021年に関西で開催されるワールドマスターズゲームズに向けて、近隣の御所市、五條市と連携を図りながら、ラグビーやサッカー等のキャンプ地として誘致を目指し、国際交流の一大拠点形成を目的としてと、こう書いてある。これがこの目的しか書いていない、仕様書にはね。

後から、先ほど言いました前段の部分がその前につけ加えられている。設計委託を出すときの仕様書そのものは、ワールドカップ仕様、オリンピック仕様ということが、その目的として書かれているわけですね。本当にこのままそれらの目的でやるとするならば、ラグビーワールドカップ2019のチームキャンプについてはラグビーの組織委員会が出してる施設の基準を見ると、大変な基準になってますね。オリンピックのサッカーも一緒です。実際に平成28年度において実施設計が出されました。これらの実施設計はどのような仕様に基づいて出されて、発注をされているのかお伺いをしたい、このように思います。まず目的をはっき

りさせていただきたい。

それから、総合型地域スポーツクラブですね。これは平成29年3月31日までに立ち上げていくということで、平成28年度もこの補助金が計上されております。どのような取り組みを今なされているのか、お伺いをしたいと思います。とりわけ、会費を集め、そしてこの会費の中から施設の修繕等を行っていると、施設の使用料も当然いただいいていくと、こういうことを総合型地域スポーツクラブというのは求められているわけですね。

現在のスポーツ行政との整合性をどうしていくんだという話では、それらを矛盾するということではなくて整合性のあるものにしていきたいと、こう言ってるわけでありすけども、この点はどのように整合性をとられて、設置をされようとしているのか、そして、また、そのクラブは施設をちゃんと確保して、その施設を中心に活動すると、こういうことでありすけども、それらの施設についてはどこを考えられているのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

西井委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

ただいまの白石委員のスポーツゾーンの仕様書の内容についてでございます。その内容につきましては、仕様書の業務の目的でございます前段部分につきましては、第1健民グラウンドなど、葛城市民の健康増進を目的としたスポーツ・レクリエーションの拠点となっているということでございまして、その長年の、経年の経過によりまして、老朽化に至っているところでございますので、それも1つの契機といたしまして、更なる健康増進とスポーツの総合的な拠点として整備を図るというのが第1の目的でございまして、加えまして、今、白石委員がおっしゃいました、今後開催されます国際大会に向けての誘致も1つの理由ということで掲げさせていただいているということでございます。

西井委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの白石委員の質問に対して、総合型スポーツクラブにつきましては、昨年度から引き続き、設立準備委員会の方で、種々いろいろ向けて何回か開催させていただきまして、ご検討いただいている中で、来年度の設立の形式に関しては、現状の施設利用に当たりまして、その継続する中での検討を踏まえて、種々検討をさせていただいてところで、まだ具体的にその形というのは決まっておりません。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 答弁と言えるのか、もう全く、3月、6月から進歩をしていない。中身が全くわからない。仕様書を見たら、またわからなくなってきた。これは今の新町スポーツゾーンが、この第1健民グラウンドなど、葛城市民の健康増進を目的としたスポーツ・レクリエーション事業に対応する総合スポーツゾーンとなっているということを書いてあるだけです。現状はね。じゃあ、それをどうするんだといったら、その目的の中で、先ほど申しましたように、2019年のワールドカップ、2020年の東京オリンピック、これらの国際交流の一大拠点形成を目的と

すると書いてあるじゃないですか。国際交流の一大拠点形成を目的として。これにあわせて
発注しているわけですから、当初からこのことが最大の目的であったと言えるわけですね。

(発言する者あり)

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時34分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

白石委員、続きをどうぞ。

白石委員 実際にどういう理念を持って、あるいはどういう財源の裏づけを持ってやろうとしている
のかが全くつかみようがない。出てくるのは、50年の1回、100年に1回わかりませんが
れども、このラグビーワールドカップ、東京オリンピック、そしてこのマスターズゲームス、
こんなの50年、100年に1回あるかなしの国際大会じゃないですか。それを提起するに当た
って、全く理念が出てきてない。規模、財政見通しが出てきてない。いや、設計して、それ
からしますと。概算事業費を出してくださいよ。こんなの出せるでしょう。これだけ出たら。
全く出していただけない。100年の1回、50年に1回のこと、やるんでしたら、それ
なりに議論できるたたき台を早く出していただきたいと思います。

総合型地域スポーツクラブについては、現実、これまで進められてきたスポーツ行政、
スポーツ団体との整合性をどうとっていくのか、ここをよくきっちり議論をしていただいて、
早く出していただかないと、これ、本当に混乱しますよ。各市町村においても、既に実施さ
れているところもあります。しかし、現実には、文科省が掲げているような総合型地域スポ
ーツクラブというのは、私は吉野町ぐらいだと思います、実際には。ほかのところはとって
も、今、葛城市が掲げている、やろうとしているスポーツクラブは、この吉野町型を目指し
ているわけです。そんなことが平成29年3月末でできるのかというふうに思うんですね。
だから言ってるわけです。だから無理して、それまでにつくらないかということで突っ
走ってもらったのでは、これは混乱を起こしますので、ぜひ十分な議論をしていただいて、
早く結論を出していただきたいというふうに思います。達成率については、今、手持ち資料
がないので後日、報告させていただきます。

以上です。

西井委員長 答弁はよろしいですか。

そうしたら、ほかに質問はございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 1点だけ質問をさせていただきます。124ページの8款教育費、4目公民館費の中の19節
負担金補助及び交付金の公民館分館等施設設備整備事業補助金の中の内容なんですが、成果
報告の中に28分館の公民館の改修とか運営に必要な備品ということなんですが、以前にも私
が申し上げてました、避難所等にもなる施設の中で、トイレの改修ですね。高齢者のことも
考え洋式に変えていっていただいている分館のその推移というか、前にも全体数を教えていた
だきましたけども、大体もう達成がどのぐらいできているかも含めまして、ちょっと進んだ

分を教えていただきたいんですけれども。

西井委員長 和田教育委員会理事。

和田教育委員会理事兼生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。ただいまのご質問でございますが、公民館の分館等施設設備整備事業補助金の中で、まず、この補助金につきましては、前年度、各大字の方から要望をいただきまして、当年度に事業を行っていただけたことに対して、2分の1の補助金を出させていただいてるものでございます。

ご質問の、各分館の方のトイレの改修の方でございますが、近年、和式トイレを洋式トイレに変えると、または、男女別になかったトイレを男女別トイレに分けるとか、そういった工事を近年たくさんしていただいているようでございます。

それで、昨年、平成27年度につきましても、弁之庄、それから新在家、それから柿本分館でございますね。この3カ所、昨年トイレの改修をしていただいたということでございます。達成率については、今、手持ち資料がないので後日、報告させていただきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 数字ではなくて、教育委員会、ここでお聞きしておいた方がいいと思って聞くんですけども、文化会館、新庄のマルベリーホールのところ、また中央公民館とかあるわけですけども、ちょっと駐車場そのものが不足してないのかということをお聞きしておきたいのと、それが主眼ではなくて、これは水道事業で聞いた方がいいのかわからないんですけど、屋敷山公園の西側に水道用地として確保されてる割と広い土地が放置されたままになっている。ここは水道用地ですので入らないようにと書いて。あそこをどのように今後お考えになっているのか。し尿の中継所が以前にあった西側のところですけども、あれ、非常にもったいないなと思いながら、どのようなお考えをお持ちなのかということをお聞きしておきたい。

2つ目は、成果に関する報告書を見ていて、小学校の児童数、また中学校の生徒数が載ってるわけですけども、市内の小学校を卒業して、中学校へ行かれたときに、いわゆる私立に行かれるのかな、市内の中学校に行かれない生徒ですね。それがどれぐらいあるのかなと。それがまた増加傾向にあるのか、いやいや葛城市は学校教育、また設備等に力を入れているというところで減少傾向にあるのか、横ばいにあるのか、数とその傾向をお聞きしたいというように思います。

以上です。

西井委員長 辻中央公民館長。

辻 中央公民館長 中央公民館長の辻でございます。よろしくお願いします。

ただいまの駐車場の件でございますが、屋敷山公園一帯として中央公民館、新庄文化会館の施設がございますが、駐車場としては山麓線沿いにございます中学校西側の駐車場、並びに文化会館前にございます砂利の駐車場、それから、文化会館の南側にございます砂利の駐車場、それから、グランドの南側下とグランドの西側にございます。それで、文化会館の大きなイベント、また市民体育館がございまして、市民体育館の中でもスポーツ大会とか、大

きなイベント等々が重なった場合は、第2健民グラウンドは、本来の目的は運動場でございますが、臨時駐車場として開放する場合も数回ございます。公園祭りの際には駐車場としても利用してございますので、一応、新庄地区の屋敷山公園一帯の分につきましては、駐車場については不足はないのではないかと考えております。

以上でございます。

西井委員長 教育長。

大西教育長 小学校卒業生の中学校への進学状況で、市内の公立学校以外ですが、年によって若干変動はありますけども、長期的に見ますと7、8人から10人ぐらいのところで推移をしております。一時、3年前でしたか、御所市の青翔中学校ができるというときに、このとき一旦そこへ進学した子が7人ほどおりまして、これからふえるかなと思ってましたけども、去年おとしでは3人、4人ということになってまして、ここずっと推移を見ますと増加傾向にはない、ずっと横ばいの大体の数と、10人までぐらいの、超えても11人、12人と、こういうところでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 今、水道の用地の話ですけど、私しかご答弁できないかなと思います。あそこに土地を持つて理由とか、何もせずに置いてある経緯とか、これからちょっと調べてみたいと思います。一度、うちの館長の方から、県道の地下道のところが、車椅子で来られる方とか足の悪い方がいらっしゃるから、あそこをスロープにしたいという話があったときに、それはちょっとしんどいやろうと、お金の部分も含めて。それよりも屋敷山の裏のところにあるところを駐車場にしたらどうやと言ったことはあるんですけども、そのときにそこを駐車場にしようという話にならなかった理由とかというのをちょっと1回調べてみたいと思います。

今、課長の方が駐車場は足りてますというふうに言ってますけども、普段使いの方も含めて、ハイシーズン、秋とか春になると、たくさんの方々が公園にも来ていただくようになりますので、そういうシーズンでも車椅子の方や足の不自由な方でも、直接公園に来れるようにとかいうことも含めて、あの場所が使えるかどうかということを確認をした上で検討させていただきたいと思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 わからなかったら結構ですけど、教育長の方から、市内の小学校を出て、中学校、ほかに行かれる方が10人までやと、それぐらいで横ばいで推移している、青翔中学ができたときにふえるかなと思ったけどふえてないということですけども、教育についてはやはり力を入れているというのは、いつも理事者の方から言われ、私も思ってます。葛城市の自慢にしても私はいいのであろうというふうに思ってるわけですけど、その割合というのは、わからなかったらきょうはもう結構ですけど、市内で進学している子が多いのか、県下市町村別に見たらどんなものなのかというのを、大体でもわかっているのやったら教えていただきたいし、わからへんのやったら、また調べておいてもらったら、いつでも結構です。

市長は調べるということやから、それはそれでいいんですけど、だいたい長い間放置してあ

って、あえて看板が水道事業用地につき入るなというふうに書いてある。うまく駐車場が今足りてるということで、しかし、足らなときは屋敷山公園のグラウンドを駐車場にすると、足りてるのか不足しているのか、疑問もあるわけですけども、うまく利用するということは、駐車場だけにかかわらず、もう一度検討してください。

西井委員長 大西教育長。

大西教育長 他の市町村の状況ですけど、ちょっとそれは調査しないとわからない状況でございます。ただ、本市におきましては交通の便がありますので、都市部とは、やっぱりそういう面では進学状況は少ないのかなという、これは傾向としてそうなのかなというふうに思ってます。ちょっとお時間いただかないと、手元にそれは資料がありませんので、調査ということでお待ちいただけたらと思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 質問の意図は、教育にやはり力を入れている、魅力ある教育のまちというのを守っていきたいということを、これからも引き続きやっていただきたいということを、私の思い、またお願いをして終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

朝岡委員。

朝岡委員 簡単に1点、2点、お伺いします。116ページの小学校費、またあわせて118ページの中学校費、それぞれ教育振興費を計上いただいております。備品購入費のそれぞれ児童用図書購入費、また生徒用図書購入費、それぞれ決算金額を計上いただいておりますが、この決算に基づいて、平成27年度末、それぞれの図書の充足率、これをお伺いさせていただきたい。あわせて、県平均に基づいて、この充足率がどのような傾向にあるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

あわせて、同じくその教育振興費の扶助費、要保護、準要保護、それぞれ就学援助の児童生徒の援助費が計上されています。成果説明書の42ページから43ページ、今ちょっと利用数のお話でしたが、小学校では現在2,272人の児童に対して、要保護・準要保護233名ということでございます。約1割以上の方がそういうふう援助制度を利用されている。また、中学校でも1,079名の生徒数に対して、要保護・準要保護の生徒は142名、これもやはり1割以上。

経済状況、またひとり親、さまざま経済面もしくは社会状況のもとで、このような数の児童生徒さんがいらっしゃるということで、この数字についても増加傾向にあるのかどうか、そして、また援助制度の内容についてご見解といたしますか、ご所見を言っていただきたいと思います。一応、その内容については、それぞれどのような援助をされているのかということ、内容をお伺いさせていただきたいと思います。

西井委員長 橋本学校教育課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますけれども、まず、図書の充足率でございます。市内5小学校、それから2中学校でございますが、蔵書率につきましては、学級数にあわせて文部科学省の

方から標準数という冊数が決まっています。それに対して、それぞれの学校が幾ら蔵書があるのかということで算出しておるわけなんですけれども、小学校につきましては、平成27年度末の充足率で申し上げますと、新庄小学校159%というふうに、それぞれ小学校5校につきまして全て蔵書率を100%を超えております。中学校につきましても、それぞれ2中学校とも100%を超えております。

橋本学校教育課長 全体で、小学校で大体120%前後で、中学校につきましては110%前後で蔵書がございまして。

(「県平均は」の声あり)

橋本学校教育課長 県平均は、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、100%切るところもございまして、葛城市としましては100%を全て超えているということで、蔵書率は大変多いというふうに理解しております。

それから、続きまして、要保護・準要保護の推移につきましては、準要保護につきましては、平成26年度から平成27年度につきましては、小学校につきましては増加傾向にございます。全体の推移、小中学校合わせてでございますが、21人、準要保護の方がふえております。小学校は209人から225人、それから、中学校につきましては131人から136人というふうにふえております。

それで、その援助の件につきましては、小学校につきましては8項目、中学校につきましては9項目、給食費でありますとかスポーツ振興センター費、学用品費等につきましては、一部援助をさせていただいております。それから、中学校につきましては、柔道着等の方も含めまして援助をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 橋本課長の方から詳しくご答弁をいただきました。

充足率は、小学校で約120%程度、中学校でも110%程度、今説明がございましたように、文科省が決めるその冊数に基づいた蔵書の充足率が全て100%を超えているということで、多分県平均は100%いってないと思います。毎回、この決算委員会委員になりますと聞かせていただけてますけど、大変子どもたちに、財政が厳しい中において、この図書の購入ということについては非常に高く予算計上をいただいているということで、非常に評価をさせていただいています。今後も充足率を高めていただくために、読書に触れ合う時間ということで、子どもたちのそういった学習環境の充実についても、またご検討、ご努力をいただきたい、このように思います。

今、それぞれ、いろいろな状況のもとで要保護・準要保護の生徒児童数がふえている傾向にあるということでございました。昨今のさまざまな状況のもとで、そういった生徒児童がふえているという中でございますが、このたび、その援助項目については、それぞれ給食費であるとか、柔道着であるとかという、非常にきめ細やかな援助をしていただいているということは十分理解をさせていただいておりますが、大事なことは、今回、意見書案を出させていただいた中で、チーム学校推進法というか、法律というか、そういった法を早期制定して

いただきたいというようなことで、先日の厚生文教常任委員会協議会にて、委員の皆さん方の適切なご判断のもとで合意いただき、この21日の本会議にて上程をいただくという運びになってますが、この中のさまざまな要望の中で、先生方が業務に専念して、子どもと向き合う時間を更に確保したいと、こうするために次世代の学校、それを構築するためのチーム学校推進法という法律を早期に設定をいただきたいという内容になっております。葛城市議会で最終的に採択をいただくと、文科省並びに総理大臣の方に意見書を送付をするという運びになろうかと思いますが、大事なことはやっぱり、そういう物の援助ということもそうですが、そういう子どもたちの心のケアですね。それは大切な1つの大きな施策になってくると思います。そういった意味で、教育長にご所見を聞いておきたいと思いますが、先生方がさまざまな業務の中で、限られたそういった期間、範囲の中で、そういうふえ続けていく要保護・準要保護の子どもたちとどう見つめ合っていくのか、心のケアをすることも大切な教育だと、教育者としての義務だというふうに思いますので、最後にそれを教育長にご所見をお聞きして終わりたいと思います。

西井委員長 教育長。

大西教育長 今、チーム学校ということで一般質問もいただきました。大きな日本の学校のあり方の1つの形ということになるんだろうと思います。学校現場、大変忙しいということは、もうマスコミ等も報道されております。実際のところ、今お話にございましたように、子どもとふれあう時間が減っておる、逆に事務にかかわる時間が非常にふえているというのが、今、日本の学校現場の先生たちの勤務実態ということになっております。

やはり学校は子どもと教師と心のふれあい、つながりということもなくして学校は成立しません。私どもとしまして、そういう時間をいかにつくっていくかということは、本市におきましても取り組んでいかなきゃならない、いろいろな、国からこれからチーム学校ということが法制化されたら、制度上いろいろなことが提起されるでしょうけども、葛城市には葛城市のチーム学校があると私は思っております。

先生方の資質向上を図りながら、子どもたちとふれあえる時間、これをつくっていききたいというのが、私ども教育委員会の考えてございますので、またいろいろ議員の皆さん方にもご指導いただけたらというふうに思っております。基本的な考えとしては、至極そのことを大事にしていきたいと、ご理解のところをいただきたいところでございます。よろしく願いいたします。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。先ほど来ございました、学校教育が充実するまちということで、そういう葛城市でもあろうかと思うので、今後、先生方の負担軽減を図りつつ、そういう要保護・準要保護、そういった生徒、子どもたちにできる限り心のケアに、子どもと向き合う時間を確保いただくこと、これをお願い申し上げまして、質疑を終わっておきたいと思えます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、引き続き歳入の説明を求めます。

下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。それでは、歳入につきまして説明させていただきます。決算書の12ページをお開きください。

1 款市税につきましては、全体といたしまして39億5,536万8,219円でございます。1 項1 目個人税につきましては、現年分、滞納分合わせまして15億7,430万6,609円でございます。

2 目法人税につきましては、現年分、滞納分合わせまして2 億7,150万2,947円でございます。2 項1 目固定資産税につきましても、現年分、滞納分合わせまして18億863万8,990円でございます。2 目国有財産等所在市町村交付金につきましては308万800円でございます。3 項軽自動車税につきましては、現年分、滞納分合わせまして7,424万789円でございます。4 項市たばこ税につきましては2 億2,359万8,084円でございます。

2 款地方譲与税につきましては、全体といたしまして9,875万6,000円でございます。1 項地方揮発油譲与税につきましては3,000万4,000円でございます。

2 項自動車重量譲与税につきましては6,875万2,000円でございます。

3 款利子割交付金につきましては1,025万円、4 款配当割交付金につきましては4,306万6,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、5 款株式等譲渡割交付金につきましては4,057万6,000円、6 款地方消費税交付金につきましては5 億7,776万6,000円、7 款自動車取得税交付金につきましては2,356万4,000円、8 款地方特例交付金につきましては3,245万1,000円の収入でございます。

9 款地方交付税につきましては、普通地方交付税、特別地方交付税合わせまして42億4,883万7,000円、10款交通安全対策特別交付金につきましては421万5,000円の収入でございます。

11款分担金及び負担金につきましては、全体といたしまして2 億3,539万2,858円でございます。1 項1 目農林商工費分担金につきましては1,028万6,348円でございます。めくっていただきまして、2 目消防費分担金につきましては600万円、3 目教育費分担金につきましては497万5,000円でございます。

2 項1 目民生費負担金につきましては2 億1,413万1,510円でございます。

12款使用料及び手数料につきましては、全体といたしまして2 億768万6,888円の収入でございます。1 項1 目総務使用料につきましては1,134万4,075円の収入でございます。2 目民生使用料につきましては33万9,000円、3 目衛生使用料につきましては604万円、4 目農林商工使用料につきましては327万8,900円、5 目土木使用料につきましては7,021万9,620円、6 目教育使用料につきましては2,163万5,233円の収入でございます。

めくっていただきまして、2 項1 目総務手数料につきましては1,330万5,300円、2 目民生手数料につきましては200円、3 目衛生手数料につきましては8,106万560円、4 目農林商工手数料につきましては2 万1,200円、5 目土木手数料につきましては44万2,800円の収入でござ

ざいます。

13款国庫支出金にいたしましては、全体といたしまして31億2,927万5,228円でございます。1項1目民生費国庫負担金につきましては12億6,576万5,163円でございます。めくっていただきまして、2目教育費国庫負担金につきましては4,902万6,000円でございます。

2項1目総務費国庫補助金につきましては1億9,667万1,591円でございます。2目民生費国庫補助金につきましては9,861万5,150円、3目衛生費国庫補助金につきましては6億5,402万円でございます。4目農林商工費国庫補助金につきましては1,623万2,000円でございます。めくっていただきまして、5目土木費国庫補助金につきましては8億1,915万4,651円、6目消防費国庫補助金につきましては163万3,000円、7目教育費国庫補助金につきましては1,675万1,000円でございます。

3項1目教育費委託金につきましては52万5,000円でございます。2目民生費委託金につきましては1,088万1,673円でございます。

めくっていただきまして、14款県支出金につきましては、全体といたしまして7億4,338万6,300円の収入でございます。1項1目民生費県負担金につきましては4億7,738万5,837円の収入でございます。

2項1目総務費県補助金につきましては390万9,000円、2目民生費県補助金につきましては9,121万9,355円、3目衛生費県補助金につきましては553万円、めくっていただきまして、4目農林商工費県補助金につきましては5,902万6,272円の収入でございます。5目土木費県補助金につきましては、収入はございません。6目消防費県補助金につきましては13万3,750円、7目教育費県補助金につきましては260万2,000円、3項1目総務費県委託金につきましては8,486万2,086円の収入でございます。めくっていただきまして、2目衛生費県委託金につきましては125万円、3目農林商工費県委託金につきましては1,746万8,000円の収入でございます。

15款財産収入につきましては、全体といたしまして4,283万740円でございます。1項1目財産貸付収入につきましては179万1,147円、2目利子及び配当金につきましては1,180万7,371円、2項1目物品売払収入につきましては1,041万3,922円、2目不動産売却売払収入につきましては1,881万8,300円の収入でございます。

16款寄附金につきましては、全体といたしまして8,447万2,194円でございます。1項1目一般寄附金につきましては1,451万3,000円、めくっていただきまして、2目民生費寄附金につきましては1万3,612円、3目土木費寄附金につきましては4万1,415円、4目ふるさと応援寄附金につきましては479万2,101円、5目教育費寄附金につきましては6,511万2,066円の収入でございます。

17款繰入金につきましては、全体といたしまして1,581万1,256円でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては収入はございません。2目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,486万2,256円、2項1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては94万9,000円でございます。

18款繰越金につきましては、前年度繰越金、通次繰越金、繰越明許分合わせまして8億

4,450万1,463円でございます。

19款諸収入につきましては、全体といたしまして2億96万7,185円でございます。1項1目延滞金につきましては1,256万7,492円でございます。

2項1目預金利子につきましては162万6,646円でございます。

めくっていただきまして、3項1目滞納処分費の収入はございません。2目弁償金につきましては4,480円でございます。3目過年度収入につきましては701万2,710円、4目雑入につきましては1億7,975万5,857円の収入でございます。

めくっていただきまして、20款市債につきましては、全体といたしまして16億2,780万円でございます。1項1目総務債につきましては6億320万円、2目農林商工債につきましては4,970万円、3目土木債につきましては1億2,910万円、4目消防債につきましては6,580万円、5目教育債につきましては1億2,800万円、6目臨時財政対策債につきましては6億5,200万円でございます。

歳入合計、予算現額213億6,994万7,130円に対しまして、収入済額161億6,697万3,331円でございます。また、不納欠損額といたしましては3,581万7,171円でございます。また、収入未済額につきましては50億4,732万5,065円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは3点についてお伺いをいたしたいと思います。

29ページの物品売払収入のところのリサイクル物品売払い代金962万円とあります。これと、不動産売払収入、公共用地売払収入というの也有あります。これもお尋ねしたい。

3つ目なんですけど、一番最後の雑入というところに入ってくるかと思うんですが、市民のある方から、市役所に意見を出してますということで私のところに来られて、こんな意見を出してます、聞いてくださいということなので、ちょっとこれを皆さん方の前でお話させてもらいたい。

市役所に来て、いろんな部署があるわけですけども、コピーをしてもらったときの対応が各部署によって違ったということを書かれています。これは市役所に出されているので、どこかの部署で持っているのかどうかわからないけども、この方のをそのまま読むと、A課でコピーしてもらったとき、コピー代金として10円となりますがよろしいですか、くださいと言われました。はいと払いましたということです。次、B課に行くと、コピーをさせてもらいますとして、どうぞと。しかし、何もおっしゃられないので、あれ、先日ある課でコピー

代を払ったけど、ここは払わなくていいんですかというのと、確認させてください、済みません間違っていました、資料1枚につきコピー代として10円を請求させていただきますと言って、払いましたということです。今度、C課に行ってまたコピーをしてもらった。この人は割といろんな部署に行っているから、いっぱいコピーされているのですが、今度はコピーしてもらって、どうぞと渡された。今度は何も言わなかった。請求されなかったので、コピー代は払っていません。これでよろしいでしょうかとおっしゃってましたけども、そのことも市役所には言ってますということですので、いわゆるコピー代の請求の規定と言っていいのか、ルールをどのようにされているのか、されてないのであれば統一してもらわなければならないと思います。

以上、3点、お願いします。

西井委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。リサイクル物品売払代金でございますが、収入済額962万2,542円の内訳でございます。このうち、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックの古紙類の売り上げが305万600円でございます。それ以外につきましては、スチール缶、アルミ缶並びに鉄くずの売り上げの代金となっておりますところでございます。

以上でございます。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員お尋ねの公共用地売払収入ということでお答えさせていただきたいと思います。売り上げ収入1,881万8,300円のうち、主なものといたしましては、J R大和新庄駅東側にございます公共用地をもともと6画持っておったわけでございますけども、その1画が売れ残っておりまして、その1画を売却いたしました金額といたしまして1,550万円余りの金額が計上されております。主なものはそういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

コピー代の規定等につきましてご説明をさせていただきます。本市におきましては、葛城市手数料条例の中で、そのコピー代に対する種類及び金額が第2条の方で決められておりまして、この第2条29号の中におきまして、図書等の写しの交付手数料、これにつきましては1枚につき10円ということで、これはモノクロの場合が10円で、カラーにあっては70円、両面印刷の場合は片面を1枚として計算しています。また、その中では、A3以外の大きい用紙につきましては、その実費に換算した料金をいただくということになっております。

料金徴収に関しましては、この条例の手續に基づき徴収しているものでございますが、窓口対応によっては、資料的なもの等、相談する中でそれにかわるものとしてお渡ししているケースがあるかとは思いますが、基本的にはこの料金に基づいて徴収しているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 さきの2問はわかりました。コピー代ですけども、言われるように、例えばパンフレットがないからコピーします。これはコピー代をもらわないというのは、当然やと思うんですけど、難しいところは確かにありますよね。ご相談に来られた市民の方が、これコピーくださいと言われたときに、やはりコピー代を請求すべきやと思うけども、ご相談に来られて、説明資料として市の職員さんがコピーをして説明された場合は、どうしてるのかなというところがあるけど、その辺のルールというのを、やはりコピーをしてくださいと言われた分についてはもらう。しかし、説明の中での材料としての場合は、何かをルール化しておかないと、今のような、市民の方にとって、割と来られる方というのは、いろんなところでそういうふうなことになる。来られない方は全然来られないし、来られる方はどの課でも行かれますから、その課の対応が違うということになってもおかしくなりますので、もう答弁は結構です。庁内の中でルール、こういう場合はもらわないでいいというようなものがあるのであれば、そういうルールを決めておいてください。そういうことでお願いしたい。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、予算書の12ページ、税の不納欠損について教えていただきたいと思います。

それぞれ、市民税の個人で407万4,000円余り、それから、法人で10万円、それから固定資産で3,055万7,000円、それから軽自動車で約108万5,000円、それぞれ不納欠損処理をされているわけですけども、私の記憶が間違つとるんかわかりませんが、例えば、今までの不納欠損処理、大体、個人市民税については、大体200万円ぐらいかなと思います。あと、法人はほとんどされてない、今までなかったと思うんですが、固定で1,000万円ぐらいかなと。軽自で100万円弱の記憶しかないんですけれども、今年についてはかなり大きな金額で不納欠損されてる、何かその理由があるのではないかなと思うので、その理由を聞かせてもらいたいと思います。

それと、ちょっと私も余りわかりませんが、例えば3年間、例えば平成24年、平成25年、平成26年ぐらいの、それぞれの市民個人税とか固定資産、軽自動車、それぞれの不納欠損額のデータを持っていると思うわけやから、その金額を教えてもらいたいというように思います。

それと、この不納欠損に至るまでに、いろんな形で督促を出されたり、時効の中断処理をされたり、皆さん方、皆で滞納整理に回っていただいて、苦勞願っているわけですけども、なかなか滞納額の解消、ちょっとずつはもちろんしてるわけやけど、そんな大きな解消はできてない。そんな関係の中で不納欠損されたというふうに思うわけですけども、先ほど言いましたように、その辺のことも教えていただきたいなというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願い致します。ただいまの岡本委員

の質問にお答えさせていただきます。

不納欠損の方で金額が急激にふえたのではないかということだったと思うんですけども、市民税につきましては、主な要因としまして、お1人の方で、件数で2件、139万8,563円が、納税者本人の死亡で相続人代表に納税をお願いしておりましたが、時効により不納欠損となってしまったものです。

固定資産税の方では、主な要因としまして、お1人の方で、件数として22件、金額として2,223万9,700円が、破産されて、その後交付要求させていただいたと。その後、納税者本人が死亡されて相続放棄という経過をたどりまして、執行停止3年を経過したとなっております。大きく変動があったものにつきましては、その2点というふうに考えております。

滞繰の現在残っておる額ということでのご質問になるのかなと思うんですけども、もちろん税目ごとでは把握しておるんですけども、年度ごとにつきましては、ちょっと今、資料を持ってきておらない状況なので、申しわけございません。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、西川課長から説明いただきました。市民税139万8,000円と言ったかな、この人が1人亡くなられた。固定についても、21件あるわけや、そのうちの1人、2,223万9,000円ですか、破産されたと。これが大きいということでしたけども、それ以外に、例えば4,000万円ほど固定資産あるわけやから、1人はわかります。あとの2,000万円ぐらいのものを、例えばどういう形やということだね。

(「3,000万円や」の声あり)

岡本委員 3,000万円か。じゃあ、あと1,000万円かな。そんな細かくはないけど、大体概略で結構ですので教えてもらったらと思います。

それと、今は手持ちないということはよくわかりますので、後で結構ですので、平成24年、平成25年、平成26年の年度別の不納欠損額を、後でいただいたら結構ですので、それをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川収納促進課長 それでは、税目別、項目別にご説明を追加させていただきたいと思います。

市民税におきましては、第15条7の第4項で、7名の方が期別件数で46件、金額にしまして87万1,393円、第15条の7の第5項で、6名の方が49件、これが24万8,591円、第18条で24名の方が104件で295万4,073円、合計で35名の方が199件で407万4,057円となっております。

法人住民税の方は、第18条、2名で2件、10万円でございます。

固定資産税の方では、第15条の7の4項で12人、114件で2,457万5,000円という形になっております。同じく、固定資産税で、第15条の7の5項で3名、24件で135万5,646円、第18条で43名、284件で444万9,510円、合計で58名で422件の3,055万7,156円という形になっております。

軽自動車税の方では、第15条の7の4項で39名、102件で37万8,258円、第15条の7の5項で2名で10件、4万700円、第18条で96名で164件、66万7,000円、合計で137人、276件、108

万5,958円という形になっております。

それと、国民健康保険税の方なんですけども、第15条の7の4項で65名、1,085件、1,129万1,994円、第18条の方で100名、858件、999万3,500円、合計で165人の1,943件、2,129万1,494円となっております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと控えるのもあれや。その適用条文を言われても、職員は知ってるけど、そんなすぐにぴんときない。要は、もちろん細かい説明は、それはありがたいわけやけども、何もそんなおたくらが不正してるとか、そんなことを言ってるのと違って、今言われたように、例えば固定であれば、もう破産されたと、もうこれは当然の分だと思います。私が聞きたいのは、例えば、極端に言ったら、お金は持っているが何らかの形で納めない、いい方は悪いか知らんけどな。例えばそういうふうな人がこの中に混じっているのか、混じってないのかと、そういうことを聞きたいわけや。

そうやから、私が聞きたいのは、要は、そんなのないやろうと思うけども、例えばそういう事情の人がこの中に含まれているのか、含まれてないのか。特に軽自なんかだったら、もう車がない、例えば廃車してないけど車がないとか、そんなのはやっぱり多いと思います。その辺だけをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

西井委員長 3回目になるんやけど、答弁としては、おっしゃったように、お金があるけど払わないとかいうケースがあるかどうかの答弁だけ、よろしくお願いします。

西川課長。

西川収納促進課長 18条の方は、委員ご存じのように、時効案件ということでございまして、当然、5年の間に財産調査等をさせていただいて、時効を中断させるべく、日々差し押さえ処分等をさせていただいてるわけでございますので、財産を持っておられる方については、差し押さえ処分等で対応をさせていただいているという形でございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 あと1点だけお願いしたいと思います。私、どこを見たらいいのかわからへんけど、給食センターが新しく、昨年9月から稼働するに当たって、今まで給食センターで使っていたものを払い下げたり、公民館に無料提供したり、売却したりしたものがあるかと思います。その内容について、まずお教えいただきたいなと。

西井委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。旧給食センターの2つの給食センターの廃止に当たって、物品等につきましては、まず市役所内各課の方に必要なものを聞き取りいたしまして、まず市役所内で活用をさせていただいております。また、それが終わりましたら、全区長に対しまして、実際に物品を見ていただきながら、必要なものを提供させていただいているという、そのような状況でございます。物品の売払い等はいたしておりません。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私の勘違いかわからないけど、車ですね、コンテナというのかな、給食材料を運ぶ車、あれの売却というのがあって、ちょっといろんなご意見をほかから聞いたことがあるんですけども、それは売却してないの。

西井委員長 吉村部長。

吉村教育部長 失礼いたしました。車につきましては、入札という形で、一番高い業者の方に払い下げを行わせていただきました。

以上でございます。

藤井本委員 それはどこに載ってるの。

西井委員長 吉村部長。

吉村教育部長 給食の特別会計でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それはそれでわかりました。聞こうとしているのは、役所で使っていたものを売却されるとき、入札とおっしゃったけども、どういう形の入札をされたのか。私が聞いているのは、自動車会社の方のみの入札をされたというふうに聞いてるんですけども、そういう場合はそういう形しかとれないのかどうか。そういうのを使われる方にご案内とかもなかったのかとか、さらに、市役所で利用していたものをそういう形で払い下げるといったものが、他になかったのか、ちょっとそういうところ辺も教えていただきたいなというように思います。

西井委員長 この件については、学校給食特別会計に入ったときに今の話の答弁をお願いします。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 それでは、歳入についてお伺いをしてまいりたいと思います。事項別明細書の12ページ、個人市民税並びに法人市民税、そして固定資産税についてお伺いをしたい、このように思います。

日本経済そのもの、あるいは地方の経済が非常に長らく低迷をしているというふうな中で、市税が減少傾向になってきているわけでありますけども、個人市民税においては、調定額でありますけれども15億4,823万9,000円、2.3%の伸びで、3,442万円、前年比でふえているわけであります。これは納税義務者数を見てみると、前年比と比べてみると、均等割、あるいは均等割と所得割等と合計をしますと615人ふえているわけで、その分が特別徴収においては大きく伸びている要因になっているのじゃないかというふうに思うんですけども、普通徴収がもう毎年毎年減ってきている、これが地域経済の1つの影響を受けている部分であるのかなと、こう思うわけでありますけども、調定額で2,766万7,000円、前年比で減っているわけであります。当然、普通徴収の納税義務者も減ってきているわけでありますけども、どういう要因によるものか、把握されている内容で結構ですので教えていただきたい、このように思います。

また、法人税でありますけれども、本当にこの法人税も、合併後のピークからすれば、非常に大きく落ち込んできているわけですね。6億円近く落ち込んでいるわけでありまして、平成27年度は2億7,119万9,000円ということでありまして。ピーク時には、これは特別な事情があったんでしょうけれども、9億円余りあったものが2億円台に落ちてきていると。しかも、法人税割は初めて2億円を割り込んで、1億9,500万円余りになっているわけですね。これは大手企業、とりわけシャープ等が縮小され、赤字が累積をしているというふうな状況も反映されているわけでありまして、この点の内容、評価についてお伺いをしておきたいと思っております。

それから、固定資産税についてでありますけれども、固定資産税については、納税義務者の推移を見ても、土地家屋、それぞれ124件、114件、償却資産についても14件ふえているわけでありまして。ところが、調定額を見ても、前年比で3.62ポイント減っているわけですね。この間、20億円をずっと割り込んで18億700万円余りで、これも合併後最も少ない調定額になっているのではないかと、思うわけでありまして、その要因をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、29ページ、30ページにまたがりまして一般寄附金1,451万3,000円、これの内訳についてお伺いをしておきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 吉村税務課長。

吉村税務課長 税務課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の質問に対する回答でございますが、個人市民税、とりわけ普通徴収が調定ないしは納税義務者の減少があるのはどういう理由かというところでございますが、本市では、従来から給与所得者の特別徴収の推進をいたしております。その関係と、それから、前々年度に退職された方が給与特徴から普通徴収に変わりますけれども、現役時代の所得からかなり減少いたしますので、税額としても当然ながら減少するといったことが理由ではないかというふうに把握をしておるところでございます。

あと、法人の落ち込みの原因でございますが、委員もご指摘のとおり、シャープにつきましては平成20事業年度以降、均等割のみという決算にはなっておるわけでございますが、このところ、最近市内のその他大手の企業におきまして、前年の法人税割額からかなりの落ち込みがございまして、6割程度というふうになっております。税率改正の影響もございまして、一番大きな原因としては、やはり大手の法人数社の6割程度、法人税額の6割程度の減というところが大きな理由かなというふうに考えております。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却でございますけれども、土地につきましては、一旦下げどまりの傾向にはなりましたものの、まだ下落傾向が継続いたしております。地価の下落分といたしまして約1.5%が考えられております。最終的には878万円の調定減ということでございます。

それから、家屋につきましては、平成27年度は評価替えの年度でございまして、在来分家屋の減価の影響が4,607万2,000円という、この大きな減の要因がございまして。一方で、評価

総棟数につきましては、平成26年度と比べまして新築等がございまして、94件と増加をいたしております。建築資材の高騰等がございまして、1件当たりの再建築単価というものがちょっと上昇をしておるところでございます。とはいえ、在来分家屋の減価分ということで4,600万円という大きな減少がございました。

それから、償却資産につきましては、一部大手企業で景気が上向いているという話もあるわけでございますが、市内の企業につきましては、やはり新規の設備投資は進まず、従来お持ちの資産の減価償却率によって11.4%の減少となったというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田です。どうぞよろしくお願いいたします。

白石委員の一般寄附金についてというご質問でございます。一般寄附金につきましては、総額で1,451万3,000円のご寄附をいただいているところでございます。主な寄附金といたしましては、大同薬品工業様より100万円、宗教法人ほんみち様より300万円、大字中戸より700万円、大字木戸より136万円、大字兵家より131万2,000円、ほか3大字2団体よりご寄附をいただいているところでございます。

（「大字からの寄附金のみ」の声あり）

米田総務財政課長 大字の分につきましては、笛吹より5万6,000円、太田より5万7,000円、今在家より40万円でございます。大字の分につきましては以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご答弁をいただきました。

市税、とりわけ個人市民税や法人税、あるいは固定資産税についてお伺いをしたわけでありすけれども、個人市民税においては、普通徴収されている方が減っているということでありすけれども、これらは個別徴収に切りかえをすると、これを推進してる、その形で納税義務者が特徴の方へ移行しているということで、減っている要因になっているということでありました。

基本的には、地域経済との関係ではどのような影響があるかというのは、これは把握できているのか、できていないか、この辺をちょっとだけお聞きしたい、こういうふうに思います。

それから、法人税については、もちろん大手の企業の影響が大きく出ているわけで、この法人税割が2億円を割っちゃって、均等割を合わせて2億7,000万円余りと過去最低を記録したというふうな状況で、非常に地域経済に大きな影響を与えているということは税目を見て理解をできるわけでありす。

それから、固定資産税については、評価替えの影響もあって、在来の家屋の評価替えによって、減価の影響で4,600万円という形で、大きな減額になっているということでありす。土地についても、先ほど、下げどまったと思っていたけれども、実際には地方の方はなかなかもう十何年、もう20年もでしょうか、地価はどんどん下がってきているという影響があらわれていて、これもこれまでの最低の額になってきていると言えるのではないかというふう

に思います。

地域経済と普通徴収との関係、法人は、これははっきりあらわれていますからいいですけども、特別徴収を推進したということはわかりましたけれども、地域経済との関係では、原課としてどう感じているか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

西井委員長 吉村課長。

吉村税務課長 地域経済とのかかわりで個人住民税がどうかという質問でございますが、今現在詳しく調査をしておるわけではございませんので、私の所見として申し上げますと、如実にあらわれるところはどこかといいますと、給与所得であったり、退職所得、このあたりかと思われます。給与所得につきましては、納税義務者の数でいいますと、平成26年度が1万3,742人、平成27年度が1万3,981人ということで、239人増加をいたしております。徴税額では、増減額だけ申し上げますと3,645万7,000円の増となっております。こういったことから、多少なりとも給与所得者の方の勤められている会社の景気が幾ばくかの回復傾向にあるのかなというふうな印象を受けております。

一方で、退職所得でございますが、平成26年度は90名の方で、平成27年度は125名の方が退職所得を申告されております。35名の増加ということで、団塊の世代、第2次団塊の世代の退職で増加をしているのは事実かというふうに考えております。

それから、あともう1点だけ、地域経済と直接かかわりがあるかどうかというところになりますが、分離長期譲渡所得、これが一応ふえてきております。その要因といたしましては、市の事業といたしまして、道の駅かつらぎ、それからその西側の吸収源対策公園緑地事業というところの用地取得、それから、尺土駅前広場整備事業の用地取得というようなものの増加によりまして、前年比、調定額ベースで1,200万円強の増があったとつかんでおります。直接地域経済とのかかわりという点ではこのあたりの分析で、今のところはとどまっております。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 寄附金の方は、これはまだお聞きしたことに対して、改めて聞いておきたいというふうに思うんですけども、吸収源にかかわるその寄附金、この中からどれに当たるのか、中戸の700万円、そうなんでしょうか。木戸はもう既にできてますから、これは防火水槽ですね。兵家、131万円、これも防火水槽ですね。それぞれ消火栓についても、ちゃんとやっぱりここに一般寄附金として載っている。今在家の40万円、これは4年の年賦で5回にわたって200万円をというふうなことになってるわけですね。

地方財政法4条の5の割当的寄附金を禁止している、その規定からすれば、これは明らかに違反であると言えるわけで、もう何年も何年も同じことをやってるわけですので、それはもう確定された確信犯だということが言えると思います。この点はぜひ改めていただいて、分担金徴収条例をつくり分担金を徴収するか、きっぱりと寄附金の徴収をやめると、そういう処置をとっていただきたい。この間30年かけて、そういう寄附金、なくしたものの、そして減額をしてきたものの、いろいろあるわけですからね。今年のこの決算を契機に、先輩たちが

取り組んできたそういう努力を引き継いで、思い切って判断をしていただきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、次に総括質疑に入ります。

総括質疑は、市政全般にかかわるものとなりますので、ご注意ください。ただ、時間がかかり押してきておりますので、できるだけ簡単明瞭によりしくご協力のほどお願いいたします。

白石委員。

白石委員 葛城市の財政の状況、一般会計から見た財政の状況について、また今後の見通しについて、財政当局にお伺いをおきたいと、このように思います。

平成27年度、普通会計ベースでありますけれども、実質収支で1億7,776万5,000円黒字になっておりますけれども、単年度収支では4億3,667万9,000円、そして、実質単年度収支で4億2,810万円の赤字ということになっております。財政関係指標を見てみますと、経常収支比率が90.6%で、久しく80%台をキープしておりましたけれども、平成27年度に入って90%を超えると、こういう状況になってきております。この点について、どのように今評価をされているのか、そして、今後の財政の見通しですね。税收あるいは地方交付税等を見込んだ、その見通しをお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

白石委員の発言に対する答弁からお願いします。

安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。先ほど、経常収支比率及び今後の財政見通しといった質問であったかと思えます。

まず、経常収支比率からご説明を申し上げます。経常収支比率につきましては、経常経費の充当一般財源に対する経常一般財源総額の割合を示すものでございますが、今回、前年より2.2%上昇しておるわけでございます。この中身につきまして、まず歳出におきます経常的な部分でございますが、重きを占める人件費、扶助費、公債費といったものがございます。特に人件費におきましては、前年度人事院勧告に伴います人件費の上昇があり、また、扶助費につきましては、これは過去から毎年上昇しておるような傾向がございます。そういった中で、今年度は昨年よりも上昇に上がったということでございます。特に、先ほど申し上げました扶助費につきましては、前年より約1億1,800万円、人件費につきましては約7,100万円相当が上昇したのが、今回の要因の重きと思われるものでございます。

続きまして、今後の財政見通しといった状況についてでございますが、これまで本市にお

きましては、平成16年、平成17年以降、15年の延長の含まれた新市建設計画の中で、平成29年度の最終年度をめぐりとして、ハード事業を前倒しに行ってきたわけですが、そういった過去の中におきましても、国のさまざまな施策、臨時的な交付金、あるいは緊急雇用に伴う補助金等、そういったものを活用してきたところもございます。さらに、支出におきましては、業務委託の一括発注なり節電対策、公用車のシェアリング、こういった縮減に係る対策、あるいは起債におきましては、特に交付税算入の高い起債に切りかえるなど、それなりの削減を努力はしておったわけでございます。

今後も更に事務の効率化や、今年行ってます電力の入札に伴う経費削減、あるいはこれからいろいろ国からも新しい施策、そういった情報をいち早く収集し、その事業に適用すべく活用を図りながら、葛城市にとりまして最善な財政運営を図っていくように考えておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 現状の評価と今後の見通しということでお伺いをしたんですけれども、昼休み中に、準備していただいたというふうに思うんですけれどもね。一応、この収支については、ここに財政状況なり、決算額及び財政関係指標ということで、毎年資料をいただいています。この資料で特徴的なことだったのは、この間、平成24年度から平成27年度で、単年度収支がずっと赤字になってきているということでもあります。また、実質単年度収支も平成20年度からずっと黒字だったんですけれど、これも実質単年度収支が赤字になったということですね。

それとあわせて、経常収支比率との関係で、どのように葛城市の財政を評価するかと。さきに税収の問題でもいろいろお伺いをしたわけでありまして、この間、葛城市の収支は、税収はどんどん減ってきているという中で、地方交付税は平成26年ぐらいまではどんどんふえてきた。平成27年、平成28年ぐらいは頭打ちになってきていると。国の地方財政対策を見れば、平成24年、平成25年ぐらいからは、その交付税総額そのものがどんどん削減されてきているという、そういう傾向にあるんですね。そういう中で、この葛城市の財政そのものをどのように評価するかということは、私は非常に大事なことだと思うんですね。

平成16年から平成26年、そして平成27年の合併後の収入の状況を見てみますと、どのようになっているかというと、市民税、固定資産税、これらは市民税が一番ピークだった年は平成19年なんですね。このときには市民税が25億9,185万円でありました。それが、平成26年、去年の金額なんですけれども、これまでで一番最低の金額になってて、18億1,222万8,000円という状況になってて、平成27年度はこれよりも低くなっている、ということなんですね。ピーク時と比較をすると7億7,900万円、7億8,000万円、市民税が減ってきていると、ということなんですね。これは個人市民税、そして法人市民税であります。

固定資産税についても、この固定資産税のピークは平成22年です。このときに21億6,900万円ありました。それが平成26年は、平成26年度の決算なんですけれども、18億7,400万円、2億9,400万円減っているわけですね。実に86%になってきている。さらに、この平成27年度決算では、この額よりも少ない額になっているというのが実態なんですね。

それらに軽自動車、市たばこ税、これらをプラスして、実際に市税全体でどうなっているかといいますと、平成19年は、これはピークだったときですけれども48億9,900万円ありました。それが平成26年、去年です。去年が一番少なくて、40億253万2,000円ということで、ピーク時と比較をすると8億9,700万円、約9億円減っているというのが、葛城市の一番の大きな財源である市税がこういう状況になっているんですね。

一方、地方交付税はどのようになってきているかといいますと、地方交付税は一番ピーク、一番最小のときですね。最少額のときが、これは臨時財政対策債も合計した額でありますけれども、平成18年が32億9,500万円であります。それが今日ではどういう額になっているかといいますと、平成26年度で48億7,600万円になっているんですね。約15億円ふえているということなんです。

ですから、これからどのように財政の状況を評価するといいますと、税収は葛城市の力、基本的な力が非常に弱くなってきていると。しかし、国が今、小泉さんの三位一体改革後、地方財政対策を強化してやってきたことによって、どんどん地方交付税がふえてきているんですね。さらに、経済対策という形で補助金、交付金がどんどん流れてきていると、こういう状況にあります。

言いたいことは、体力的には、これは決して強い強い体力があるということではなくて、本当に国の地方財政対策によってこの交付税が絞られてきたら、平成16年、平成17年、平成18年でいったら、これは小泉さんの三位一体改革の影響が続いた影響で、もうそれこそ合併前の平成12年、これは新庄當麻の地方交付税、臨時財政対策債を足したものですけれども、何ぼあったかという47億円あったんですね。それが三位一体改革によって、平成18年の一番最低のときに32億円に減っているんですね。もう15億円以上減っちゃってる。そして、そこからだ一っとふえてきて、また15億円ふえた、回復してくるんですね。

平成16年、平成17年、平成18年というのはどういう年だったかという、皆さんよく覚えていると思うんですね。全国の市町村が予算が組めない、こういうことになって、大変な状況になった。それはなぜなのか。三位一体改革によって地方交付税が見直された、縮減された。そして、国庫補助金等も、これも縮減ということになった。一方で、この財源を確保するということになったけども、これは不十分に終わっちゃった。その結果、こういう状況になったんですね。

ですから、私はこの経験からして、今のこの財政の体力からしたら、市税が9億円近くピークから減っているというわけで、それをその交付税が14億円、15億円ふえて、それこそ今の葛城市の財政の大きな原資になっているんですね。ここをしっかりと見て、とりわけ経常収支比率、ここをよりコントロールしていくということでない、私は2度ほど財政危機というか、そういう時期を体験したものとして、しっかりと財政当局は手綱をしっかりと引き締めておいてもらわなかったら困るということなんです。ですから、スポーツゾーン計画でも何でも、私はしつこくいろいろ話を聞くわけですね。ここに大きなポイントがあるんです。こういう状況の中、今後、財政当局はそれぞれ単年度の収支を単に評価するだけではなくて、やはりきちっとした財政シミュレーションを私はやるべきだと思うんです。

もう平成26年12月でしたか、12月に新市財政計画の見直しをしました。しかし、あれは新市計画の事業に基づいてつくられた計画ですから、今はそれだけじゃなくて、やっぱり今後やらなきゃならない、公共施設でファシリティマネジメント計画をつくりました。それらを実際に40年間かけてこの事業を進めていくということとか、スポーツゾーン計画をやっていると、いろいろ財政需要を見込み、国の財政対策の傾向を見て、やはりシミュレーションをしていただきたいというふうに思うんですね。この点、やっていただけますか。ここだけお答えをもらったらいいと思います。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

白石委員から、これまでの状況、経緯等と踏まえた中で財政計画のシミュレーションを検討せよという言葉いただきましたが、財政当局といたしましても、その部分につきまして一応検討させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 私は、財政当局がきちっと財布のひもを握って、よく中身に相談をして仕事をしていくということをやっていただきたいし、将来の財政見通しをきちっと、きちっとはいかないけども、それなりの見通しを持ってやっていくためには、これからの財政需要、あるいは収入の見込みですね。そのことを捉えて、ぜひ葛城市全体としての新市建設計画のための財政シミュレーションじゃなくて、これから全体の財政シミュレーションをやっていただきたい。部長は前向きなご答弁をいただいたというふうに思います。

もう最後、ファシリティマネジメント計画がつけられました。そして、この中に財政に対する評価が書かれております。厳しい財政状況が続いていますということでもありますけども、これは本当に私の認識と一致をするわけですね。本当に楽観なんてできないという状況が、今の葛城市の市税の問題、国からの交付税がこれだけどんどん豊富に来ているという問題、このことにあぐらをかいていたのでは、これはもう大変なことになるわけですし、ファシリティマネジメントだけでも、40年間に309億円の事業をしようとするわけでもありますから、当然財政シミュレーションで見ている普通建設事業では足りない、これはここにも書いてありますけども、そのとおりなんですね。こういう視点で、財政の状況を把握し、財政シミュレーションをつくっていただければ、より真剣な議論ができるというふうに思いますので、よろしくお願ひして質疑を終わります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第1号の平成27年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

す。

まず、寄附金等の名による住民負担の問題であります。防火水槽 2 カ所の設置工事費 2,687 万 2,560 円に係る十分の 1 の地元負担、268 万円。消火栓の新設工事委託費 113 万 9,400 円に係る 10 分の 1 の地元負担、さらにホースや消火栓など、消防施設整備補助金交付事業に対する 3 分の 2 の地元負担、238 万円。これらが徴収をされています。

地方財政法第 4 条の 5、割当的寄附金等の禁止の規定は、昭和 27 年に税外負担の解消を促進する趣旨で、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない、こういう規定が設けられたものであります。寄附金徴収の経緯や過去の実績からして、地方財政法に違反をしている、これはもう明白だと思います。容認できないものであります。

次に、市長の公用車使用及び旅費を伴う県外出張についてであります。大阪、京都、合わせて観光事業打ち合わせお送りの記載が 17 回、I C T 街づくり事業打ち合わせお送りの記載が 15 回、単にお送り等が記載され事業名等が記載されていない欄が 11 回、全く記載のないものが 3 回、合計 46 回であります。この 46 回については、観光事業や I C T 街づくり事業打ち合わせを名目に、企業関係者や有識者、報道関係者、吉本芸能関係者と面談をしているということですが、大阪市や京都市のどこで誰と会って、どのような打ち合わせをしたかの記録が全く残っておらず、答えられないという深刻な状況であります。市民目線で、市民に誤解を与えないよう厳格に判断をすれば、とても公務とは思えない出張であります。

さらに、市長の旅費を伴う県外出張は、平成 27 年度が 19 回で 55 日、平成 26 年度は 21 回で 51 日でした。奈良県 12 市のトップであります。市長は最高任命権者であり、出張して誰とどこで会うか、どの会合に参加するか、市長みずからの判断と責任で行うものである。市長の行くところ全て公務であるということであります。公用車を使つての大阪や京都市などへの出張も、旅費を伴う県外出張も、いずれも出張命令などの記録がなく、市民に対する説明責任を果たせない状況であります。徹底した情報公開で、市役所変えます、変わります、このように言っていた山下市長の選挙公約は一体どうなっているのでしょうか。情報公開どころか、まさに情報が閉ざされていると言わざるを得ません。

葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の第 9 条第 2 項は、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例によると規定されています。一般職の職員に支給する旅費の例によるとは、葛城市職員の旅費に関する条例第 4 条出張命令等であります。出張は任命権者もしくはその委任を受けた者が発する出張命令または出張伺いによって行わなければならないと規定されているところであります。出張命令または出張伺いのない旅費の支出は違法と言わなければなりません。

次に、職員の採用についてであります。葛城市は、市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することは至極当然である、禁止する法律もないと採用試験に参画し、採点や合否判定を行っています。奈良県 12 市の中で、市長が採用試験に関与しているのは葛城市だけあります。

地方公務員法第 6 条任命権者は、任命権者の任命権の具体的な内容は、この法律、政令、

条例、その他の規定に従い、それぞれの職員の任命、休暇、免職及び懲戒等を行う権限を有するものと規定されております。任命権の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分の取り扱いの基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。

また、第15条、任用の根本基準では、職員の任用は、この法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定をし、任用の根本原則として成績主義の原則がうたわれています。どのような理由によるものか、1つは優秀な人材を確保し、すぐれた職員として育成をすることであり、さらに、人事行政にとって極めて重要なことは、人事は公正でなければならないということでもあります。

さらに、葛城市には政治倫理条例がございます。市長や議員は市民の代表として品格と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定をし、さらに公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用に関して推薦または紹介をしないことと禁じています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与は直ちにやめるべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されたのであります。葛城市では、約95%の非課税世帯への利用料の免除などにより、障がい者サービスの負担率は0.69%、その内訳は、障がい者が0.17%、障がい児が3.8%、さらに補装具の負担率は3.33%で、障がい者が1.97%で、障がい児が9.97%であります。軽減されているということではありますが、障害年金の引き下げや障害者年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くが、年間所得が50万円未満という厚生労働省の実態調査を見ても、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担と言わなければなりません。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする受益者負担の障がい者施策は認めがたいものであります。

葛城市が独自に取り組んでいる優先調達や駅前駐輪場整理の委託を拡充すること、さらに、作業所、利用者の給食費や利用料等への補助や、市が率先して障がい者を雇用すること、公民館等のさまざまな教室・講座に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張っている障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援策の拡充を求めるものであります。

次に、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」についてであります。「新 道の駅建設事業」は、合併後の葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民の意思や有志議員の見直しを求める声にも一切耳を貸さず、山下市長と一部の有力者や団体、議会の多数の力で強引に進めてまいりました。

新市建設計画や山麓地域整備基本計画、総合計画にもなかった「新 道の駅建設事業」計画が、都市産業常任委員会に初めて提案されたのは平成23年10月25日でありました。そのときの提案では、施設配置図、概算事業費、新 道の駅構想、道の駅経営運営組織図、新 道の

駅経営分析表など、6点の資料が示され、施設や駐車場の配置図、施設構想、売り上げ規模予定及び施設の敷地面積などが詳細に説明がなされたものであります。

ところが、その直後の12月の定例議会では、平成27年4月のオープンに向けて、運営をより経営という観念から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました。その設立委員会において、施設の規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議し、より慎重に考えていきますと、このように言って、1カ月もたたないうちにワーキング会議に決めてもらった計画を取り下げたのであります。そして、この4年余りの間、施設の規模や内容、事業手法や敷地面積等がころころ変わり、事業費はどんどんふえてきたのであります。

さきの3月定例会予算特別委員会において、新道の駅事業の本体事業と関連事業費が26億9,300万円になると明らかになったところであります。当初の18億円の1.5倍になります。さらに、厨房設備の購入費9,400万円を加えますと、27億8,700万円、28億円にもなるのであります。さらに、周辺事業として実際される違法盛土の吸収源対策公園緑地事業等を含めますと30億円に達するのではないかと考えられるのであります。

こんなところと変わりずさんな事業に、市民、国民の莫大な税金をつぎ込んで、一体誰が責任を負うのでありましょうか。10年、20年後に新道の駅建設にかかわった当事者は誰が残っているのでしょうか。責任を負うものは誰もいない。最終的には市民の負担で補てんし、維持することになることは目に見えています。合併後の葛城市のまちづくりにとって重要な事業である近鉄尺土駅前整備事業や、新クリーンセンター建設事業などの新市建設計画事業が平成29年度に先送りされる中で、ひたすら平成28年11月3日オープンに突き進む新道の駅事業は容認できないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。これまで大字要望として設置された疋田や木戸、さらに今在家等から用地取得に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円、200万円が徴収をされています。さらに、林堂、中戸、西室からも寄附金を徴収することが予定されているのであります。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止は、地方公共団体は他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定をしています。

大字からの寄付金は、当初予算の歳入の一般寄附金に用地費の3分の1相当額が計上されていましたが、途中から計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務規程に基づき一般寄附金を収納するという手続を行い、その後、予算計上するやり方に変更したものであります。まさに地方財政法の規定に違反していることをみずから認めたものではありませんか。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、これから実施をする忍海や柿本、さらに道の駅西側の違法盛土の寺口、太田などからは寄附金は徴収しないということでもありますので、全くのご都合主義と言わなければなりません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還させるべきであります。

以上で終わっておきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、認第1号、平成27年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市の平成27年度一般会計決算におきましては、普通交付税の段階的な減縮が始まっている状況において、新市建設計画に伴う大型事業が進捗しているにもかかわらず、昨年度に引き続き良好な黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては、市税収入が昨年度より約5,000万円減少しておりますが、管理職による特別滞納整理やコンビニ収納による納税環境の多様化を図るなど、厳しい経済状況の中、市税収入の確保に努められています。

市債については、後年度に交付税措置がされる有利な地方債を取り込むなど、さまざまな面で財源の確保に努められたことが随所に見受けられています。

また、歳出面におきましては、100%国の補助である地域住民生活等緊急支援のための交付金事業として、ICTを活用した番号制度対応IC標準システム構築業務委託事業や、公式SNS構築業務委託事業など、また、100%県の補助である緊急雇用創出事業などをうまく活用したまちづくりが進められているとともに、積極的な補助金を獲得して、一般財源の支出が抑制されていることに対し高く評価したいと思います。

また、衛生費、土木費などにおいても、事業の繰越しに関しましては、会計の年度独立の原則からも年度内の事業執行を強く要望しておくものでございます。

以上により、本決算につきましては、適正な執行のもと、十分な成果が達成されたものと認められるものであり、今年度においても住民福祉の向上により一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 平成27年度予算につきましては意見を述べて反対をした身分ではございますけども、平成27年度予算に対する成果というんですか、結果を議論するという場でございますので、意見を述べて賛成をさせていただきます。

市民一体となったまちづくりというものが本当にできたのかどうかというところに、私はやっぱり疑問を持っております。平成27年度に、よく市長が言葉にされたところに、何の事業をするにしても、全ての賛成をいただくことはできないのは当然であるというようなお話をされたのを記憶しております。事実そうであろうかというふうに思います。

しかし、その中でどういう努力をするかというのがトップの役割であって、市民の期待するところ、そして、何の事業をするにしても、市民が待ち遠しくなるようなものができ上がる事業が完成するというのが市民の願いであろうというふうに思います。これからにつきましては、そういうことを私は願うばかりです。

また、そうすることによって、部下である職員の方が仕事をしやすくなるというふうに思います。今現在、仕事が本当にしやすいのかどうかといったときに、私は幾つかの疑問符も

つけなければならないというふうにも考えております。決算でございますので、そういうふうなことを今後の課題とされて、葛城市が今後進んでいくことを願って、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時00分

再 開 午後2時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算についてご説明させていただきます。

決算書の145ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額45億9,370万9,000円、歳出総額45億7,307万3,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の2,063万6,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。159ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費824万8,863円の執行でございます。2目連合会負担金230万9,848円の執行でございます。

2項1目賦課徴収費198万4,622円の執行でございます。3項1目運営協議会費16万380円の執行でございます。

めくっていただきまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費22億3,676万7,394円の執行でございます。2目退職被保険者等療養給付費9,688万7,788円の執行でございます。3目一般被保険者療養費4,297万5,662円の執行でございます。4目退職被保険者等療養費175万4,143円の執行でございます。5目審査支払手数料793万918円の執行でございます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 2 億8,717万2,426円の執行でございます。2 目退職被保険者等高額療養費1,531万9,937円の執行でございます。

3 項 1 目一般被保険者高額介護合算療養費25万4,536円の執行でございます。2 目退職被保険者等高額介護合算療養費、執行はございません。

4 項 1 目一般被保険者移送費、執行はございません。めくっていただきまして、2 目退職被保険者等移送費についても執行はございません。

5 項 1 目出産育児一時金2,096万8,000円の執行でございます。2 目支払手数料 1 万290円の執行でございます。

6 項 1 目葬祭費141万円の執行でございます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 5 億6,423万2,585円の執行でございます。2 目後期高齢者関係事務費拠出金 3 万6,960円の執行でございます。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金35万4,300円の執行でございます。2 目前期高齢者関係事務費拠出金 3 万8,016円の執行でございます。

5 款 1 項 1 目老人保健事務費拠出金 1 万8,544円の執行でございます。

6 款 1 項 1 目介護納付金 2 億557万5,021円の執行でございます。

めくっていただきまして、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 1 億263万7,515円の執行でございます。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 8 億9,999万927円の執行でございます。3 目その他共同事業拠出金814円の執行でございます。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費2,835万5,776円の執行でございます。

2 項 1 目医療費通知費196万8,063円の執行でございます。2 目保健事業費514万4,944円の執行でございます。

9 款 1 項 1 目財政調整基金積立金130円の執行でございます。

10款 1 項 1 目利子の執行はございません。

めくっていただきまして、11款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金298万4,350円の執行でございます。2 目退職被保険者等保険税還付金の執行はございません。3 目償還金3,745万4,860円の執行でございます。2 項 1 目療養費等指定公費立替金12万5,050円の執行でございます。

12款 1 項 1 目予備費の執行はございません。

予算現額47億8,983万1,000円、支出済額45億7,307万2,662円、不用額 2 億1,675万8,338円でございます。

続きまして、歳入でございます。152ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 6 億8,076万4,499円の収入でございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税3,582万3,344円の収入でございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料18万8,500円の収入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 6 億3,644万9,825円の収入でございます。2 目高額医療費共同事業負担金2,565万9,378円の収入でございます。めくっていただきまして、3 目特定健康診査等負担金482万8,000円の収入でございます。

2 項 1 目財政調整交付金 2 億9,664万6,000円の収入でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 1 億3,191万1,221円の収入でございます。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金12億3,466万8,938円の収入でございます。

6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金2,565万9,378円の収入でございます。2 目特定健康診査等負担金491万7,000円の収入でございます。

2 項 1 目県財政調整交付金 2 億1,352万3,000円の収入でございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金9,240万7,860円の収入でございます。2 目保険財政共同安定化事業交付金 8 億5,733万8,747円の収入でございます。

めくっていただきまして、8 款 1 項 1 目利子及び配当金130円の収入でございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 2 億7,147万7,183円の収入でございます。

10款 1 項 1 目繰越金5,104万8,678円の収入でございます。

11款 1 項 1 目一般被保険者延滞金728万2,809円の収入でございます。2 目退職被保険者等延滞金はございません。2 項 1 目預金利子もございません。

3 項 1 目特定健康診査等受託料683万4,872円の収入でございます。

4 項 1 目療養費等指定公費返還金12万5,050円の収入でございます。

5 項 1 目滞納処分費はございません。めくっていただきまして、2 目一般被保険者第三者納付金778万9,416円の収入でございます。3 目退職被保険者等第三者納付金はございません。

4 目一般被保険者返納金126万9,971円の収入でございます。5 目退職被保険者等返納金 1 万1,228円の収入でございます。6 目雑入708万3,600円の収入でございます。

以上、予算現額47億8,983万1,000円、調定額48億4,953万1,459円、収入済額45億9,370万8,627円、不納欠損額2,129万1,494円、収入未済額 2 億3,453万1,338円。

以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 1 件だけお伺いをしておきたいと思います。

葛城市にとって、被保険者にとって、非常に重要な問題であります国保事業の広域化、いわゆる都道府県に一本化をしていくと、こういうことが平成30年度から実施されようとしているわけでありまして。これが実施されますと、保険料が上がるのではないかと、一般会計からの繰り入れができないのではないのかというふうな危惧があるわけで、これらの件について、この間、原課においては、課長会議等において葛城市の要望として課長会などで取り上げていただいていたという経緯があります。

それが本当に目前にまで迫ってきたという状況の中で、この保険料の算定がどうなるのか、徴収事務はどうなっていくのか、それらの点について、今わかっている範囲でよろしいですからご答弁をいただきたい、このように思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の、平成30年度に向けての国保制度の改正、国保の県単位化の趣旨のことでございます。

国民健康保険制度というのは、我が国の医療保険制度の中核として、国民皆保険の基盤を支え、また国民の健康維持推進に重要な役割を果たしているものでございます。しかしながら、高齢化の一層の進展に伴って医療費が増加するとともに、低所得者の割合が増加するなど、国保の安定的な運営が危惧される状況にございます。

こうした背景から、昨年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度から都道府県が財政運営費の責任主体となること等により、国全体として国保制度の安定化、将来にわたって持続可能な国保制度を目指すこととされました。具体的には、保険給付に必要な費用は全額都道府県が市町村に交付するなど、都道府県が責任を持って財政運営を担う、そのために、都道府県は市町村に求める事業費、納付金の決定や都道府県内の統一的な国保の運営方針の決定、標準保険料の設定、市町村事務の共同化の推進なども図っていきます。一方、市町村は引き続き保険料の賦課徴収、資格管理、保健事業の実施などを担うこととされております。今後のスケジュールといたしましては、県と市町村とで検討、協議を重ね、今年度中に制度設定の素案について、新制度の前年となる来年、平成29年には制度設定の決定について、県と市町村との合意形成を図る予定でございます。

そして、事業費納付金というのはどのように算定するかということなのですが、平成30年度の新たな国保制度において導入される事業費納付金の算定方法は、本年4月に国のガイドラインに示されております。国のガイドラインでは、市町村に割り当てる事業納付金は、基本的には所得水準と被保険者数、世帯数に応じて市町村に案分されることとされております。その上で、事業費納付金の算定において、各都道府県で任意設定が可能となる項目として、年齢補正後の医療費水準の反映の有無、反映する場合の程度です。あと、所得水準と被保険者数、世帯数の反映方式、応能応益の割合と方式、所得割等各要素の比重、あと標準的な収納率の反映の有無などが示されております。奈良県では、国のガイドラインで示された任意設定可能な項目について、引き続き県と市町村とで検討、協議を重ねていく方向でございます。

あと、一部の市町村、葛城市においてでもなのですが、被保険者の保険料が激変する可能性がございます。制度改正に伴う被保険者の保険料負担の激変を緩和する必要につきましては、今後も県の方に要望していきたいと思っております。

以上でございます。

白石委員 一般会計の繰り入れなんかはどうかの。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 今のところ、一般会計の繰り入れという点では、まだ正確には決まっておりませんので、今ここでお答えすることはできません。ご了承ください。

西井委員長 白石委員。

白石委員 今の課長のご説明であれば、県は基本的に財政運営を、責任を持って行うということであって、一番大事な保険料を決めるということですね。納付金という形で市町村から集めると

いうことであります。一番楽なと言ったらおかしいですけども、楽な方法で集めるわけで、結果として、この所得の把握なんてのは県はやってないわけですから、保険料を決めていく所得の把握等を含めて、実際に市がその事務をしなければならないということになりますし、また、収納事務、これも大変なことでありますけれども、収納事務を葛城市がやらなきゃならないということでもあります。財政的に葛城市としての柔軟な運営というか、そういうことが、手足が縛られるという、そういう可能性があるのではないのかというふうに思われるわけであります。

例えば、その収納率などについては、どのように反映をされるのか、ここも大事な問題だと思っておりますけれども、わかってる範囲でいいですから、その収納率の設定そのものを、それぞれ市町村で違うわけですね。そして、その収納率を設定した上で納付金の額を決定して、県は通知をしてくると、こういうふうに思うんですけれども、これような実態が反映できる、そういう課長の答弁はありましたけれど、どの程度反映することができるのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

もう一つは医療費ですね。総医療費であったり、あるいは1人当たりの医療費であったりするわけです。葛城市の場合は、一般にしても、退職者にしても、それらをあわせた合計にしても、非常に市民の皆さんのご協力というか、健康意識が高い、そういうことによって低く抑えられてきているわけであります。ここにも、資料にも書かれてありますね。一般で、平成27年度で1人当たりの医療は31万2,000円、退職がちょっと上がって34万9,000円、全体で31万3,000円で、前年よりも下がっているんですね。そういう実態があると。ところが、上北山村に行けば、これは合計額ですけども、45万1,000円ということで、14万円弱の差があるんですね。これらがどのように反映されるのか、保険料等でわかる範囲でお答えをいただいております、こういうふうに思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 事業費の納付金ということなんですが、国のガイドラインで一応示されておりますが、県の方では、また今後市町村で検討、協議を重ねていくという方向ですので、まだその納付金について詳しいお答えはできかねますので、ご了承いただきたいと思います。

あと、医療費の件なんですが、事業費納付金の算定において、奈良県は医療費水準を考慮せず保険料水準の統一化を目指すという方向性で、今現在の方は動いておりますので、そこら辺も今後はどうなるかわからないんですが、今のところは、県と市町村でまた今後検討、協議を重ねていく予定です。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 この間、課長会議等でいろいろ要望を上げていただいていたけれども、医療費については全く考慮されない、ばっさりと切り捨てられたという、そういう感じですよ。これはやはり国保が制度として確立をされたときからの、本当にその地域の実情にあわせた国保の運営をしていくというのが大原則であったわけで、それが国保が地域に根差して、それぞれが努力をして、その努力が報われるというふうな仕組みであったわけですけども、ところが広

域化によって、保険事業を一生懸命やって医療費を下げる、下げても、そんなことはもう関係なしやというふうなことになるのではないかというふうに思います。

また、サービスは高く、負担は低くの約束のもとで、この間、11年ぐらいになりますけども、10億円を超えるぐらい一般会計からの繰り入れをして、市民の皆さんの医療費を抑えていくということについてのご協力に対して、市として大きな支援をしてきたわけでありますが、そういうこともできなくなるということになれば、しかも我々議会も多分、この後期高齢者の広域連合と同じように、それこそ1人出られたらいいかなというぐらいのことで、被保険者の声が国保制度の中で反映できなくなってくる、こういうことが出てくるんですね。

もう平成30年ですから、時間がありません。できるだけ早く正確な情報をぜひ提供をしていただいて、的確適切に、市長や議長等から県へ要請をしていただいて、それぞれの地域の実情が反映されるような制度設計をやはりしていただけるようにしていかなきゃならないというふうに思いますので、この点は強く求めておきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 ただいまの国保の件で、県一本化ということで白石委員から質問されて、私も委員長として一言申し上げたいのは、葛城市自身は特別会計で、一般会計を繰り入れしている中で一応特別会計自身の会計が健全に賄われて、また、先ほどおっしゃっていたように、住民の方々が国保を使う中で、安心して使えるような状況が保たれていたというふうに認識しているわけです。

これを県一本化したら、市町村によって特別会計の決算のやり方が違う。借金の形で決算され、一般会計から繰り入れしていない市町村とこれが同じ扱いになるということがないか、また、そういうことのないように、やはり一本化のときには話し合いをしてもらいたい。このように市町村の考え方に大きな差があると思います。その辺について不利にならないような話をやっぱりきちっとしてもらいたいということを要望しておきます。

ほかに質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第2号の平成27年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。この大幅な引き上げは、中小商工業者、農業者の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げてまいりました。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成27

年9月時点の葛城市の国保加入世帯5,767世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,575世帯で、加入世帯の79.1%、8割を占めています。さらに、その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,765世帯、所得50万円未満の世帯が690世帯で12%、所得100万円未満の世帯が756世帯で13.1%、所得150万円未満の世帯が819世帯で13.4%となっています。所得ゼロ世帯が1,765世帯、加入世帯の30.6%、実に3割を占めているのであります。

さらに、その所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が672世帯あります。所得ゼロ世帯の38.1%、全加入世帯の11.7%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況が報告をされています。所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入がなくても、ゼロでも、均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。

国保税の平成27年度の現年度分の収納率は93.92%と、個人市民税の収納率98.9%を約5ポイントも下回っております。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民、被保険者が増加し、滞納世帯は924世帯で、現年度分で575世帯、滞納繰越分は690世帯と、加入者の16.2%にのぼっているわけであります。均等割等を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は3,168世帯と、加入世帯の58.2%、そのうち7割軽減を受けている世帯が47%、2,559世帯と一番多くなっている所以であります。

さらに、国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は48世帯、さらに、市役所で保管されている保険証は109世帯あります。そのうち納付相談中が69世帯、居所不明が40件となっています。重い負担に耐えられず滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は早急に加入者に届ける手立てをとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する所得基準額の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する公定減免制度の拡充により軽減措置が実施されてまいりました。一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分の強化により増収を図るとともに、合併後の平成17年度から毎年不納欠損処分を行ってまいりました。平成27年度の2,129万円を合わせますと、この11年間で2億5,954万円の滞納欠損処分を実施してまいりました。それが3億5,500万円を超えていた滞納繰越額を、今日では2億3,453万円にまで減らしてきたということでもあります。

しかし、現年度分の収納率が低迷をする中で、毎年5,000万円前後の滞納が新たにふえてまいります。なかなか根本的な解決にはならないわけであります。法定減免制度の対象の拡大、申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善をして、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ収入ゼロや所得の低い世帯等に対して、市が定めている申請減免制度の見直しが急務であり、具体的な規定を明記し、充実を図るべきであります。

葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万5,668円、県下で34位となっています。平成19年度、平成20年度、平成21年度の3年間は、県下で一番低い医療費でありました。市民、被保険者の皆さんの健康や予防、医療に対する高い関心や協力、健康推進委員

さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保財政が何とか支えられているのであります。合併時のサービスは高く、負担は低く、約束が基本的に守られて、平成27年度決算においても、一般会計から2,200万円の法定外繰り入れによって財源不足を補っています。

市町村国保は、市民、被保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化をしております。何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきた歴史がございます。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年ごろから25%台になってきているということであります。その削減分を保険税の負担として市民、国民に転嫁をしてきた、これが原因になっているのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保証する社会保障制度であります。国保財政の健全化を、加入者の負担や都道府県単位に一本化する広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、頑張ってきているわけでありますけれども、以上の理由により反対をいたします。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

副委員長。

増田副委員長 認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算において、収入では、保険税収入が毎年減少する中、歳出では高い伸び率で推移してきた保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金など、医療費関係の経費は少しずつではございますが減少をしております。一方、県下の市町村全体で高額な医療費の負担を標準化するために実施されている共同事業におきましては、本年度より全ての医療費が対象となったことによりまして、歳入歳出とも決算額の規模が大きくなっています。しかし、国の財政支援の拡充もあり、支出では前年度の一般会計からの繰り入れによる財源補てんが1億円であったことに対して、本年度は2,200万円での繰り入れにより黒字決算となっております。

このような決算の中で、被保険者の健康の保持増進を図るために、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポンの交付並びに大字出前健診、重症化予防の取り組み、さらにきめ細かな受診勧奨など、継続的な保険事業の推進によりまして、特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々上昇をし、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果、1人当たりの医療費において県内で毎年度低い数値を保っていることにつながっているものと考えます。

また、保険税の現年課税分の収納率は、先ほどございましたように93.92%、前年度より

も0.58%上昇しております。国・県の特別財政調整交付金においても国民健康保険の適正な運営に努めることにより、今年度も多くの金額の交付を受け、歳入の確保に努め、国民健康保険事業を円滑に運営するために努力された決算であると評価させていただきまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第9号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、認第9号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の259ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億3,107万5,000円、歳出総額3億3,076万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額、いずれも31万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。267ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費168万30円の執行でございます。2項1目徴収費67万3,955円の執行でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億2,810万617円の執行でございます。

3款1項1目保険料還付金27万7,700円の執行でございます。めくっていただきまして、2目還付加算金3万1,600円の執行でございます。

4款1項1目予備費の執行はございません。

予算現額3億3,310万円、支出済額3億3,076万3,902円、不用額233万6,098円でございます。

続きまして、歳入でございます。264ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1億4,726万2,700円の収入でございます。2目普通徴収保険料9,201万3,550円の収入でございます。

2款1項1目証明手数料、収入はございません。2目督促手数料1万2,650円の収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金9,119万3,402円の収入でございます。

4款1項1目繰越金28万3,100円の収入でございます。

5款1項1目延滞金、収入ございません。2目過料もございません。2項1目保険料還付金27万7,700円の収入でございます。2目還付加算金3万1,600円の収入でございます。3項1目預金利子、収入はございません。4項1目弁償金についてもございません。めくっていただいて、2目雑入もございません。

予算現額3億3,010万円、調定額3億3,564万1,752円、収入済額3億3,107万4,702円、不納欠損額9万5,400円、収入未済額447万1,650円。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

西井委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 若干の質疑をしておきたいと思います。年額18万円未満、月額1万5,000円未満、これらの方々は普通徴収になってやられているわけであります。これら以上の方々は年金から天引きをされておりますので、これは滞納はなくて、徴収率は100%、こうなっているわけでありますけども、問題は月額1万5,000円未満の方々の保険料の収納がどうなっているかというのが、非常に気になるところであります。

そこでお伺いをしておきます。普通徴収をされている被保険者が何人いるのか。そして、その滞納者はどの程度おられるのか、さらに、6カ月以上の滞納者に発行している6カ月の短期保険証の発行件数、これについてお伺いをしたい。もちろん、資格証明書の発行はないと思いますけども、これについてもお伺いをしておきたいと思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしく願いいたします。

平成27年度の普通徴収の人数は994名でございます。特別徴収が3,272人ということです。22.4%が普通徴収となっております。

そして、滞納の方なんですけど、決算に係る主な主要施策の報告書の時点では、調定件数ということで、現年度分が6,663件、滞納分が366件となっておったんですが、これ以降、8月で滞納がすごく去年に比べて、去年が26.7%だったのが、今年度が34.2%とすごく悪い数字だったのですが、8月に1件、土地の売買等により所得が増大した人が平成25年におりましたので、その方の分が2年分で110万円ほどございましたが、8月の方に完納していただきましたので、滞納の方も24.8%というふうに下がりましたので、その点だけちょっとお知りおきください。

あと、短期保険証の件でございます。短期保険証の方は、県の資料の方では、平成26年には27人となっておりますが、平成27年度は18人と、9人減っております。考えられる理由といたしましては、滞納者に対して文書や訪問によって納付の案内を行ったことにより、完納していただいたことも要因だと考えております。今後またこういったことがあった場合には、催告し、電話連絡等をして訪問し、短期保険証のことを説明することによって、収納率の向上に努め、一年証に戻すように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。普通徴収をされている被保険者の割合が、全ての被保険者に占める割合というのは22.4%と言いましたか、約20%おられるということであります。国保と違って、この後期高齢者の普通徴収者の収納率というのは99%で、物すごく高いんですね。この資料を見ているとね。まさにお年寄りの命の綱ということで、みずから始末して、あるいは家族に支援を受けて、それは月額1万5,000円未満の年金の方々ですから、これは本当に涙ぐましいご協力によって99%の収納率になっている。これは本当に頭が下がるなというふうには思うんですけども。

しかし、やはり滞納者が52人いるということでもありますし、その中から6カ月の短期保険証、18件あるんですね。これは国保の3カ月よりはずっとありがたい話ですけども、やっぱりその6カ月の短期保険証を窓口に出すのは、非常にづらい思いをされているんじゃないかというふうに思います。これらの方々には悪質な滞納者ではないというふうに私は思うわけがありますけども、こういう実態、75歳以上の方々、人生苦勞して生きてきて、年金もなかなかかけられなかったという人もいるわけで、そういう方々に本当に安心して医療にかかれるような環境をつくるということは、私は、国はこういう制度を持っているけれども、地方自治体として、そういう滞納を余儀なくされている、そういう方々に手を差し伸べていくということが大事なことだというふうに思います。

葛城市の場合は、この保険証の取り上げ、資格証明書の発行、こういうことはやっていないということでもあります。歓迎をしておきたい、当然のことだというふうに思うわけであります。

以上であります。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 先ほどの平成27年度の決算に係る主要な施策の報告書の件なんですが、土地売買による所得の譲渡の方が1件いらっしやいまして、2カ年分110万円をうちの方で何度も催促して納付していただいたのが8月でございます。それにより滞納分が9.4%収納率が向上して、この時点で滞納率が24.84%に下がったということです。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第9号の平成27年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられたのであり

ます。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すこのようなやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであると考えます。

平成26年度に、毎年の保険料の改定によって所得割が8.1%から0.47%引き上げられ、8.57%になりました。均等割は4万4,200円から500円引き上げられ、4万4,700円となりました。値上げ額は1,593円、2.3%増の大幅な負担増となり、平均年間保険料は7万1,554円になりました。限度額も55万円から57万円に引き上げられております。また、この平成28年度にも、2年ごとの改定により保険料が引き上げられたところであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円に、平成24年には6万9,961円、そして、平成26年度の引き上げによって7万1,554円となり、導入時から6年間でプラス11%、8,158円引き上げたこととなります。

厚労省の試算では、10年後、2025年には、もう10年ありませんね、後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になるとしています。高齢者に際限のない負担が押しつけられることになっています。高齢者はこの間の消費税の増税や年金が連続して引き下げられ、厳しい生活を強いられております。高齢者の暮らしに追い打ちをかけるような年ごとの保険料の引き上げは、これはもう認めがたいものであります。

被保険者の19.6%を占める収入が月額1万5,000円未満の人が対象となる普通徴収保険料の滞納者は52人となっています。6カ月以上の滞納者に発行している6カ月短期保険証の発行は18件となっています。払いたくても払えない高齢者がふえていると思います。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが肯定されています。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。

こんな制度では、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできないではありませんか。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。後期高齢者医療制度の狙いが、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。

国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

討論を終わります。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

西川委員。

西川朗委員 認第9号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今年度の決算において、歳入では全体の72.3%を占める保険料が、見直し後2年目となり、前年度より3.4%増となっていますが滞納繰り越し分を含めた保険料の収納率は98.1%と、前年度と同様に高い率を保っています。一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療給付金等負担金は、前年度と比較し9%の増、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は、歳出全体の99.2%を占め、前年度と比較しても3.8%の増となっています。

このような状況に当たって、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、葛城市においての健康診査の受診率は前年度より0.93ポイント向上し、16.47%となっております。この後期高齢者医療制度に基づき、毎年度医療費が増加する中で、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰越金等を財源として、広域連合と連携し、健全な財政運営に努め、円滑な事業運営が行われた決算であると評価するものであります。

高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められていく中、この制度が高齢者の方々に安心して受けられていくよう、持続可能な信頼のできる制度となるよう、県並びに広域連合との連携を密にし、より一層安定な医療制度構築に向けて努力されることを望み、賛成の討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、認第7号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の237ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,405万6,000円、歳出総額2,298万8,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の106万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。244ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目霊苑事業費396万673円の執行でございます。

2 款 1 項 1 目霊苑整備基金費1,902万7,390円の執行でございます。

3 款 1 項 1 目予備費の執行はございません。

予算現額2,641万8,000円、支出済額2,298万8,063円、不用額342万9,937円でございます。

続きまして、歳入でございます。242ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目霊苑管理料293万9,490円の収入でございます。2 項 1 目霊苑手数料1,400円の収入でございます。3 項 1 目霊苑使用料1,655万円の収入でございます。

2 款 1 項 1 目利子及び配当金69万7,291円の収入でございます。

3 款 1 項 1 目霊苑整備基金繰入金269万2,000円の収入でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金117万5,739円の収入でございます。

予算現額2,641万8,000円、調定額2,443万410円、収入済額2,405万5,920円、収入未済額37万4,490円でございます。

ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 事項別明細書の242ページ、1 款使用料及び手数料の収入未済額が37万4,490円ございますが、これの内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

今の白石委員のご質問ですが、未納の分で、現年分で11件で10万6,920円、それと滞繰分としまして14件で26万7,570円となります。その滞繰分のうち、10年以上となっておりますが、その中で1 件あります。これが4 万7,520円ありますが、これも毎年管理料徴収の際には、9 月、12 月、2 月と督促を出しておりますが、この件については昨年も報告しましたけれども、もう石碑が建っておって、原状復帰というのが難しいようなところですので、そのまま継続に至っているものでございます。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 内訳について、課長の方からお答えをいただきました。これらの件数及び金額については、平成27年度において何件かは滞納が解決し、収納できたという件数があるのかないのか、その点、確認をしておきたいと、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 平成27年度におきまして収納になりましたのが、滞繰分で25件で、23万7,330円が平成27年度で収入となっています。

西井委員長 白石委員の質問に対する答弁となっておりますので後で資料を作成して白石委員へ報告するということでよろしいですか。

白石委員 はい。

西井委員長 ほかに質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時35分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、認第3号、平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部の水原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第3号、平成27年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書の171ページをお願いいたします。保険事業勘定実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億7,732万6,000円、歳出総額23億7,494万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支とも238万円でございます。

次に、177ページをお願いいたします。介護サービス勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,739万5,000円、歳出総額2,739万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。187ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では96万7,334円の支出でございます。2 目連合会負担金では45万4,094円の支出。3 目計画策定委員会費では8万円の支出でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では110万2,408円の支出、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では867万359円の支出でございます。次の188ページをお願いいたします。2

目認定調査等費では1,816万608円の支出でございます。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費では19億4,617万6,726円の支出、2目介護予防サービス等諸費では1億6,167万9,171円の支出でございます。

2項その他諸費、1目審査支払手数料では253万5,839円の支出、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では5,352万1,788円の支出、4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では1億1,597万400円の支出でございます。

3款地域支援事業、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費では1,000万1,459円の支出でございます。2目介護予防一次予防事業費では574万743円の支出でございます。

3目総合事業費精算金の支出はございません。

2項包括支援事業・任意事業、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では1,122万1,506円の支出、2目総合相談・権利擁護事業費では1万6,000円の支出、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では885万7,092円の支出でございます。192ページ、4目任意事業費では2,160万1,566円の支出でございます。

次に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金では17万1,981円の支出でございます。

5款公債費、1項1目利子の支出はございません。

次に、6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金では3万3,050円の支出、2目償還金では798万4,090円の支出でございます。3目第1号被保険者保険料還付加算金と、7款予防費の支出はございません。

歳出合計、予算現額23億9,825万5,000円に対しまして、支出済額23億7,494万6,214円、不用額2,330万8,786円でございます。

戻っていただきまして、182ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、調定額5億7,871万5,800円に対しまして、収入済額5億5,738万3,150円、不納欠損額132万5,150円、収入未済額2,000万7,500円でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料では4万3,550円の収入。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金では4億335万5,963円の収入、2項国庫補助金、1目調整交付金では6,966万1,000円の収入、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では471万9,250円の収入、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では1,755万1,170円の収入でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では6億3,555万2,203円の収入、2目地域支援事業支援交付金では667万2,818円の収入でございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金では3億3,867万5,000円の収入でございます。めくっていただきまして、184ページをお願いいたします。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では235万9,625円の収入、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では877万5,585円の収入でございます。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金では17万1,981円の収入でございます。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金では 2 億8,497万3,175円の収入、2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）では196万7,775円の収入、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では813万751円の収入、4 目その他一般会計繰入金では2,939万1,253円の収入、5 目低所得者保険料軽減繰入金では564万6,000円の収入でございます。2 項基金繰入金の収入はございません。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金では229万6,069円の収入でございます。

185ページから186ページにかけての 9 款諸収入の収入はございません。

歳入合計、予算現額23億9,825万5,000円に対しまして、調定額23億9,865万8,968円、収入済額23億7,732万6,318円、不納欠損額132万5,150円、収入未済額2,000万7,500円でございます。

続きまして、195ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金、介護給付費準備金では、前年度末で現在高2,967万円、決算年度中増減高17万2,000円の増で、決算年度末現在高は2,984万2,000円でございます。

続きまして、197ページをお願いいたします。介護サービス勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では983万2,430円の支出でございます。

2 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業では1,756万3,018円の支出でございます。

3 款諸支出金、4 款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額2,904万8,000円に対しまして、支出済額2,739万5,448円、不用額165万2,552円でございます。

戻っていただきまして、196ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス費収入では1,826万687円の歳入でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では913万4,761円の収入でございます。

3 款諸収入はございません。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額2,904万8,000円に対しまして、調定額2,739万5,448円、収入済額2,739万5,448円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 特別会計の介護保険特別会計につきまして、ただいまご説明がございました。若干の質疑だけさせていただきます。

まず、本年、この平成27年度の決算につきましては、新たに第 6 期の介護保険の事業計画の初年度ということで、第 5 期の事業計画値を踏まえた上で、新たに事業計画を出された、第 6 期のスタートの年ということで、賦課徴収費の平均保険料が4,100円から5,000円に引き

上げられた最初の年度ということでございます。急速に進む少子高齢化の中で、この平成27年度は、この成果報告書の64ページにもありますように、いよいよ高齢化率が25%を超えてきたという中で、平成27年度の介護保険税のそれぞれの決算支出額が今お示しをいただいたところでございます。

まず、その中で全体的な、予算書でいきますと188ページの介護給付費、当初予算額、その後補正をされた上で、実際の介護給付費が、当初の計画値よりももう既に102%、実績値として、この平成27年度決算ではさまざまなサービスが使われているという中で、特にその中で、この成果報告書の66ページにも載せていただいているように、施設サービス並びに地域密着型の認知症対応の生活共同介護サービス、そういう費用を全体的の100%から計算しますと、この施設サービス費と認知症の対応型の共同介護の生活介護の費用を入れると、もう既に43%、約4割以上の費用が、この施設サービス並びにグループホームのそういった共同生活介護に給付費が使われていると、こういうことでございます。

その中で、法改正があって、要介護3以上の方であれば、従来の施設サービス、特に特養と言われる施設サービスを受けられるということでありましたが、今、この188ページにそれぞれ保険給付費の費目が計上されておりますが、まず、こういう計画値になったご見解と、今、入所待機者数とよく言われます、その待機者数はどの程度あるのか。あわせて、今、地域密着型、高齢者社会に向けて大きな課題となっております認知症に対して、行政としては認知症サポーターを養成したり、また、いわゆる任意事業であります、認知症カフェなどを開催して、できる限り地域で見守るということの行政サービスは拡充をされているということについては、高く評価をさせていただくところでございます。

しかしながら、この認知症の家族としては、毎日大切な時間を、ある意味で認知症の家族というのは大変な思いをされているという中で、その一端であるグループホームの入所ということも、家族からすると、そういう選択肢を非常にご苦労されているところでございます。あわせて、今、グループホーム、市内には2施設、2事業所あるということでございますが、その利用状況もあわせてお示しをいただきたい、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、施設介護サービス費についてですが、全体では平成26年度を12%ほど上回り、特に老健では、葛城市の整備が進みまして、増設、新設160床の整備が行われたところでありまして、41%の増となりました。

それから、特別養護老人ホームにつきましては、奈良県において調査をされた、葛城市における平成28年4月1日における待機者の調査の結果でなんですけれども、申し込み待機者は130人、要介護3から5までの待機者は96人、うち居宅での待機者は60人、31人は老健施設、グループホーム入所、それから特定療養施設に入所などをされている方です。なお、要介護4から5、重度の方の居宅での待機者は32人です。

それから、グループホームの件なんですけれども、市内には3ユニットということで、27人の定員の事業所がございまして、1つの事業所、新在家の方にございまして事業所につきまし

ては1ユニット、9人で、現在9人入っておられます。

それから、林堂の方にあります事業所につきましては2ユニット、18人定員で、ただいま12人が入所されています。新在家の方は待機者が6人おられますが、市内のグループホームにおきましてはプラスマイナスゼロの充足数になっております。

平成27年の実績につきましては、市外のグループホームの入所者が月28人ということになっておりますので、第6期の事業計画のと通りの数字となっております。

以上でございます。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ただいま西川課長から詳しくご説明をいただきました。

特別養護老人ホームに、県の調査では130人、そのうち要介護3から5の待機者が96人いらっしゃるということでございます。また、グループホームについては、1施設は満床であるけれども、もう一方は数字の上では6床あいているけれども、片方で6人待機待ちがあるから、プラスマイナスゼロということですね。

ここで、ちょっと私、この第6期の事業計画をもう一度読ませていただくと、施設整備という中で、このグループホーム、特に認知症対策ということで、先ほど来申し上げた認知症カフェなり、また認知症サポーターの養成なり、さまざまそういうソフト面でのサービスの強化というのにあわせて施設サービスをするということで、1ユニット整備をしたいということでございます。また、来週ですか、山麓線から西の平岡地域だと思いうんですけども、新たに特別養護老人ホーム、50床ぐらいが開設をされるというふうなことでございます。

ここで、成果報告書65ページの要介護認定者数、たしか監査委員さんの報告の中で、要介護認定者数は前年度比129名増、1,069人と言われましたが。いずれにしても、前年度に比べて要介護認定者数はふえているという、そういう数字から見た数というのは、今のところ監査委員さんのおっしゃってる数となかなかこの表がちょっとあいにくいのであれなんですけれども、総数で1,663人というのが成果報告書65ページには載ってますね。

ちょっと計算してみたんですけども、この1,663という数字で、要介護3から5の人、これは除いて要介護3未満の人ですね。今の新しい法律ではなかなか施設サービスの中で特別養護老人ホームに入所できない方。今、待機者が130人いらっしゃるとおっしゃいましたけれども、この要介護2以下の方が1,663人中1,125人いらっしゃる。数字上から見ると68%。要介護認定者のように、はっきりと認定者の数がわかる場合、実際市内にいらっしゃる認知症になられてる、なかなか認定者というか、その数って把握しにくいですよ。実際何人いらっしゃるかわからない。想像でいいますと、要介護2、認知症の方が要介護認定を受けておられれば1,125人の中に含まれているかなと。全体的な要介護認定者数がふえ続けてきて、高齢者率も上がってきて、全体の約7割の方が特養の施設にはなかなか入れない。実際特養に入りたい方は130名いらっしゃる。

今現状ではでこぼこあるけれども、グループホームは基本的には片方あいてるけども、片方で待機者数があるから満床やと考えたときに、これはもう最終的にどこで判断せえというのは難しいと思いますけれども、その整備が1ユニット、27床から36床にふやすということ

だけが、本当に第6期の事業計画の中で適切な判断なのかということは、平成26年、平成27年、平成28年、この3カ年分の中でもう一度精査をしていただきたい。

これは数字だけのことしか言えないですけれども、確かに今、全体的な歳入の中で、17万円、利子分だけが介護給付費準備基金に積み上げられて、大変財政的には厳しい介護保険事業財政をされているのは十分理解はしておりますけれども、グループホームの整備ということは、認知症を抱えている家族からすると、本当に待望論だと思うので、その辺のところをすぐにご見解というのはなかなか、何とも話しにくいことですが、そのところだけお尋ねさせていただきたいと、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 第6期中は、グループホームにつきましてはワンユニット9人の増床の予定でございました。こちらは事業計画の策定委員会におきまして協議されてきた計画値に基づいての数値でございますが、今後、市外のグループホーム入所者の数も含めまして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 しっかりと検討いただきまして、策定委員会、さまざまご意見もあろうかと思うので、今の現状をどのように分析されるかというのは、本当に行政側としたら大変なご苦労かと思えますけれども、こういう状況だということの判断をしていただいて、再度ご検討いただきたい、このように思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 若干の質疑をさせていただきます。

第6期事業計画が、平成27年度スタートということがあったわけで、今の朝岡委員の議論、あるいは決算書の内容を見てみますと、居宅介護あるいは施設介護、これはばらつきはありますけれども、ならば大体平成27年度については、給付費全体としては計画どおりの結果になってるんじゃないかと。ですから、介護給付費準備基金の取り崩しも何とかしなくて済んで、そのまま平成28年度に送ることができたんじゃないかというふうに思うわけであります。

それが、実際に、この事業計画によってそのサービスが住民の皆さんに本当に喜んでもらえるような、また、期待されたサービスが提供できたかどうかというのは、これはまた検証しなければならないというふうに思うわけでありまして。それで、私は第6期事業計画の中に、国の制度改正とともに組み込まれた内容についてお伺いをしておきたいと思います。

制度改正によって、平成27年の途中から、要介護1・2の方々は、基本、特別養護老人ホームに入所できないと、こういう形になったわけでありまして。資料をいただいた中では、要介護1・2、これまで特別養護老人ホームに入所を申し込んでいた方々が、それが対象にな

らないということで見てみますと、31人の方が対象から外れちゃったと、こういう形になっているわけで、こういう方がこれからどのようにして介護サービスを受けて自宅で生活をしていかれるのか、また、老健なり、病院なりに入ってる人が、どうやって生活をしていくのかというのが、非常に不安になってくるわけでありますけども、そここのところの追跡調査なんていうのは無理やわな。それはそれとして、資料としていただいておりますので、了解ということにしておきたいと思います。要介護1・2の31人の方が特別養護老人ホームへの入所が絶たれちゃったということだというふうに確認をしておきたいと思います。

それから、もう一つ、平成27年8月からでしたか、所得の低い方々たちに対する施設の居住費、それから食事、この分の補足給付が縮小、打ち切り、こういう形になったわけでありますけども、当時も議論をして、一定の数字はつかんでいるわけでありますけども、施設で補足給付を受けられていた方、それらの方が、受けられなくなった方がどの程度おられるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、もう一つ利用料の問題で、制度改正があり、第6期事業計画の中に組み込まれたことでありますけども、所得160万円以上、単身で年金収入のみの場合は280万円以上の被保険者、利用者から、2割の利用料の負担が導入をされることになりました。あるいは、8月末時点でしたが、1人でしたか、1,000万円以上の預金のある方についても対象になっていたというふうに思うわけでありますけども、それらの方々が何人おられたか、影響を受けたか、お伺いをしておきたい、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 まず、負担限度額の方なんですけれども、平成27年度に負担限度額認定を受けられた方は、年度末現在で344名おられます。こちらは前年比2%増となっております。利用者の負担段階は、合計所得金額、課税年金収入額等に応じて3段階が設けられておりますが、各段階とも対前年比で大きな変動はございません。

それと、負担割合の方なんですけれども、平成27年7月ごろに負担割合が記された負担割合証を交付しております。8月サービスを利用されたときより負担割合は適用されております。基本、本人の合計所得金額が160万円以上の方の負担割合は2割、ただし、単身世帯で、実際の収入金額が280万円に満たない場合や、65歳以上の同居家族がおられる世帯で346万円未満の場合は1割負担のケースもございます。1割負担の方の件数は1,875件、2割負担の方は159件となっております。

以上でございます。

白石委員 補足給付の答弁、もう一回、お願いします。

西川長寿福祉課長 件数におきましては、78件から77件となっております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 補足給付については、1件だけ打ち切りというか、減額の場合は、打ち切りですか。

西川長寿福祉課長 減額はないです。

白石委員 減額はない、打ち切りやな。だから、1件だけあったわけですね。

それから、利用料の2割負担が、この数字そのまま聞いておいたらいいのかな。159件、

2割になった人がいますと。今まで1割だったけれども、159人の方が2割負担になったということですね。わかりました。

本当に、年間所得が160万円以上というのが、どの程度の余裕があるというふうな人になるのかちょっと想像しにくいわけですが、年金収入でおられる方が多いわけでありまして、けれども、これは何%ぐらいになるんでしょうかね。1割負担が1,875人でありまして、159人ですから、約7.8%の方が2割負担になったということだというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 1つだけ確認させていただきます。今、6期計画の中で、地域包括支援システムというのが大きく導入されて、朝岡委員が言われたグループホームなどに入所してという、そういうケアの仕方と、それから、今一番問題になってる初期の段階でできるだけ地域の人たちとふれあいながら、地域で守っていくという、そういった介護のシステムの中で、今、188ページの1目介護サービス等の諸費につきまして、19節居宅介護サービス給付費、それから、居宅の福祉用具購入費とか、それから住宅の改修費、こういったものがやっぱり年々ふえていっているわけです。できるだけ住んでいるところでケアをしていただくということが大前提の中の第6期の計画の中で、私も前に一般質問で言わせていただいた、その取り巻きの専門家たち、ケアマネジャーさんを中心とした、そんな方たちの連携というのは非常に大事なことになると思います。

きょうも保健師の方、来ていただいているんですけども、これから構築していただく中で、私が前に言わせてもらった、そういった専門家たちの会議、それはこれまでにふやしていただいているのかというところを、そういった専門家たちの会議というのをこれから非常に密にさせていただかないといけないというのは、現場での連携ですね。病院から入院したら帰ってきたと、帰ってきたところに、また再度、引き続き在宅でケアしていく、でもまた通所リハビリをしていかないといけないとか、そういった流れをしっかりと把握していただくことが、またその方たちが少しでも回復していただくという目標を持って、これがいろんな福祉の関係でサービスしていただくことですので、そこが一番大事やというふうに私は思わせていただいていますので、そういった形でこれから進めていっていただく用意ができていくのかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 今のご質問についてですけれども、ケアマネの連携という点では、広陵町とそれから御所市、香芝市、本市と一緒にケアマネの研修を年4回開催させていただいています。それも1つなんですけれども、地域ケア会議という言葉をお聞きいただいたことがあると思うんですけれども、当市では1カ月から2カ月に1回ということで、個別ケースに係る他職種の地域ケア会議を行っております。弁護士、精神保健福祉士、看護師、それから民生委員さん等、あらゆる角度からの意見を頂戴して、今後の体制づくり、課題について継続して支援していけるように協議をしております。

それから、医療介護連携の推進事業というのは、もちろん社会福祉充実の面で1つ、国の

方からも推進をせよということと言われております。現在、北葛地区の医師会と、本来うちは北葛の方の医師会に入っておりますので、そちらの方の医師会にも会議に参加させていただきまして、共同で今後も連携に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 従来の広陵町とのいろんな連携があるというのは理解させていただいております。葛城市だけでこれからどうしていくかということも大前提の中で、これから、葛城市だけでまっすぐやっていくような方向も含めて、ぜひ積極的にそのあたりの会議を進めていっていただいて、地域住民を守るという、市内で守るというような体制も、また構築していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

増田副委員長 担当の部長も一緒に、先日、厚生文教常任委員会として視察研修に、杵築市の方に勉強に行かせていただいて、私もない知恵をだいぶと豊かにしていただいたなというふうに思っています。そもそものところでですけども、介護保険についてですけども、私、当初は体が不自由になったら、もう自立できない方に対する保険制度やというふうな認識でおったんですけども、介護保険の規定というものを、杵築市でもらった資料なんですが、介護保険は要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われると、それは医療と連携を十分にとってやっていく、軽減をしていく、そういうことが介護保険の目的のところに書かれております。それから、国民の努力、義務というところに、みずから要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康保持増進に努めると、そういうことを書かれています。

要するに、年老いて、体が不自由になって保険をいただくんじゃなしに、そういう方をどう健康化といいますか、老化していく人をそういうふうになかなかできないとは思いますが、ここの杵築市で勉強させていただいた実態を聞かせていただくと、要介護認定率、平成23年度で21.6%であった。この要介護認定率というのは、被保険者の人数分の介護認定者数というふうなことでございます。葛城市は、私はこの資料をもとに試算させていただいたら17.7%というふうになりました。この数字が多いのか少ないのか、私はわかりませんが、全国平均が18%前後やというふうに伺ってますので、大体全国平均並みになるかなど。これが全国平均でも、平成23年17%から、平成26年に18%が上昇しておる、どんどん介護認定率が増加しておるというのに対して、杵築市では21.6%あった介護認定率を19%まで下げた、こういう取り組みでございます。聞かせていただいたら、先ほどご質問のあった地域ケア会議の中で、いろんな議論をされて、いろんなアドバイス、いろんな各方面からの有識者によって、この地域ケア会議を運営されて、その成果がそういうふうにあられた、こういうご講義でございました。

もう一つ驚いたのは、本日お越しの厚生文教常任委員会の委員さん、皆、研修に行っているだけのご承知かと思っておりますけども、管理栄養士さんは当然いろいろな食べるもののアドバ

イスというのはわかるんですけども、歯科衛生士さんを入れられている。これは年いって歯が悪くなって、それがもとで十分な食べ物を食べられなくなって、自分の健康維持ができなくなる、これが原因やから、歯を治してちゃんと食べるものを、十分地力をつけるようなそういう食事もしくは歯の改善をすると、こういう取り組みをされているんです。葛城市の月1回、2回、開いていただいているそういう地域ケア会議の中で、どういう議論がなされているのかということをお聞きします。それから、私がさっき概算で調べました認定率ですね。それもそちらで調べておられるのであれば、その数字をお聞きしたいというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 当市の認定率につきましては、16.7%と理解しております。先ほど管理栄養士さん、歯科衛生士さんのコラボというか、そういうことをおっしゃっていたんですけども、本市におきましても、介護予防の面から、歯科衛生士さんと栄養士さんの1次予防、2次予防の講座、それからお話を聞かせていただきまして、予防に努めていくようなことを今年度やらせていただいております。

ケア会議につきましては、現在、個別ケースにかかわる問題がございまして、そちらの方は1回の会議ではなかなか解決する問題でもございませんので、継続的にケア会議を開いて支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

増田副委員長 先ほど歯科衛生士さんを研修の中で入れていただいているということで、承知をしました。ここでやられてる点は、個別案件に対する各方面からのアドバイスというか、この人、どうしたら介護認定から卒業できるのやという、そういう認定率を下げる、要するに健康になるというか、認定を本人が希望しておられるかどうかは別として、財源等も含めて、やっぱり健康になっていただくことを目的としている保険という先ほどの説明もありましたように、そういう目的でございますので、こちらで聞いたら、しっかり職員さんの意識を高めていただくことですねというふうに言われました。それから、優良事例をしっかり現場で見たらどうですかと。白石委員、非常にお詳しいですけど、和光市とか、全国的にも有名な、そういうケア会議の重要性というものが非常に重要視されているというふうに伺いました。今後そういうケア会議の充実ということもご検討いただけたらと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 全国青年市長会の仲間が和光市長でございますので、私も行かせていただいて、研修や視察もさせていただきました。それで気になったので、うちの職員も去年一緒に和光市に行かせていただいて、その中で出てきたのが記名式のアンケートというもので、できるだけたくさんの方々がどういう実態にあるのかということをもっと把握をしていきたいと思います。

地域ケア会議、もっと頻繁にやるようにといたら、市長、やっぱり人員をふやしてくださいというところに帰結をするという話になるんですけども、1人の頑張りだけではどうにもならないところもありますので、そういう人的支援も含めて、また、医療機関、また県も

含めて、充実した地域ケア会議を開くことができるように、その体制づくりをやっぱりこちら側がしていかなければならないことだと思っております。その構築に向けて、理事者側もしっかりと取り組み、また、現場と連携をしながら、より充実をした、日本版のネウボラですね、その構築を目指して努力をしてまいりたいというふうに思います。

西井委員長 増井副委員長。

増田副委員長 和光市に行っていただいたら、あの取り組み状況を十分ご承知をいただいたと思います。先ほどあったように、この地域包括支援センターの組織がしっかりしたものじゃないと活動はできないというのは、私も重々知っておりますし、以前からも、質問でもお願いしたように、やっぱりその窓口、入り口のところの体制の充実を図っていただきたいというのは、職員さんの願いでもあり、私たち市民の願いでもあるかというふうに思いますので、体制の充実を図っていただいて、十分な介護予防に努めていただきますよう、お願い申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 副委員長の方からも、ケア会議等について、杵築市の研修の成果として質疑をされたので、私は重複を避けてしたいというふうに思います。

今議論されたように、何よりも大事なことは、もちろんケア会議の意義をきちっとはっきりして取り組んでいくということでしょうけれども、今のスタッフの状況では、なかなか週1回ケア会議を開いていくなどということは、ちょっと困難なことだというふうに思います。やはり体制の充実が必要だということはご議論のとおりだというふうに思います。

そこでお伺いしたいことは、平成30年の第7期の事業計画から、新総合事業、いわゆる今議論している要支援1・2の方々が介護保険から外されて、市が事業主体としてそのサービスを提供していくということになるわけであります。そういう意味でも、体制の整備が当然求められるわけで、地域包括支援センターの体制充実、これはもう避けて通れないわけでありますけれども、それとあわせて、ハードの方なんですけれども、小規模多機能型の介護サービスを提供していく、あるいは予防介護の拠点施設を整備していく、こういうことも杵築市ではやられているわけで、感心したんです。

それぞれの地域の事情がありまして、実際に事業者がそういうサービスに取り組んでいただいて、それを活用していくという方向と、市が独自に予防拠点施設をつくっていく、そういう必要も私は感じました。在宅での予防サービスを提供していくためには、やっぱり施設でのこのサロンのようなそういうものも含めての拠点が必要ではないかというふうに思うわけでありますけれども、その点をどのようにお考えになっているか、お伺いをしておきたいと思っています。

西井委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 今、白石委員がおっしゃいました介護予防の拠点という点でございますが、現在、葛城市には介護予防の運動教室等が13カ所、それからサロンにつきましては22カ所、各地域

で開催されております。今現在、うちの方で介護予防のリーダー養成講座というのでも開催しております、そちらの方でボランティアを育成しまして、地域の公民館等に派遣しまして、運動教室等を継続してやっていただけるように裾野を広げていきたいと考えております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 課長がご答弁いただいた内容については承知をしているわけでありますけれども、杵築市は県下で初めての介護予防拠点をつくったということで、えらい宣伝してまして、いいものやなというふうに感じたわけで、それをつくるということでなくてもいいわけで、それに近い事業者の協力を得て、施設を活用して、介護予防のための拠点をつくっていくと、それで事業を委託していくということが、地域の環境によってできるわけですから。幸いにして、葛城市なんていうのは、それこそ事業者がたくさんいるわけですから、いろいろ取り組みができるんじゃないかということを思いますので、視野に入れておいていただきたい。これは第7期に総合事業を実施していくに当たって、体制の整備とあわせて検討していただきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第3号の平成27年度介護保険特別会計の決算について、反対の立場から討論を行います。

平成27年度の介護保険特別会計決算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の初年度の決算であります。第1号被保険者の保険料の基準月額、第5期計画では負担軽減を目指した保険料の算出をすると、こういう方針に基づいて4,100円が継続されたという経過があります。しかし、平成27年度からの第6期計画では、持続可能な制度設計のために保険料を算出すると、こういう方針に転換をして、24.4%、約900円値上げをし5,000円になったところであります。

保険料の大幅な値上げは、本当に被保険者がびっくりしている状況で、私もびっくりをしたと。反応がすごかったですね。やはり高齢者の生活というのは、年金生活が中心ですので、生活そのものに大きな影響を与えているということを実感したわけであります。

現在、第1号被保険者9,651人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える、こういう被保険者の方は、まずは年金から天引きをされております。それ以下の方々が1,489人おられるわけですが、普通徴収として市が事務を行っております。この普通徴収の保険料の徴収率は90.3%、これは国保の徴収よりも更に低いと、こういう状況になっているんですね。平成26年度で90.8%、平成25年度が90.8%、平成24年度が91.8%、非常に収納率が低迷をしている、毎年200万円を超える収入未済額が出ている状況であります。

そういうことから、滞納者数も125人、普通徴収者の約1割を占めると、こういう状況になっているわけで、平成25年は130人、平成26年は117人だったわけですから、じ

りじりと滞納者がふえてきているという状況であります。

今年も132万円の不納欠損処分を行いました。平成20年から8年間で合計4,357万円の不納欠損処分をしているんですね。滞納繰越額は、それでも1,816万円となっています。前年度より188万円増加をしている、こういうことですね。この低調な収納率や滞納の状況を見れば、本当にこの普通徴収をされている被保険者の生活の中で過重な負担になっているということが言えるのではないのでしょうか。

この高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち、5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し国に要望してるんですけども、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げていただきたい、これはもう当然の要求だというふうに思います。

第6期の事業計画は、国の制度改正にあわせて介護保険制度を後退させる重大な問題が盛り込まれました。その一つが、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限るとしたことであります。特養の定員が満杯で、入所できないという実態が長く長く続いている。これで要介護2以下の人を切り捨てても、それでも待機者が130人となっているわけですね。そのうち要介護1・2の人が31人と言われてましたけれども、この31名の方はもうどこにも入れないということになってしまって、本当に行くところはどうかと心配であります。

その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費を負担する補足給付、これが縮小し、打ち切ろうとされているんですね。現在、葛城市では1件打ち切られたということであります。貧困な入居者、待機者が急増する中で、補足給付は拡充こと求められ、後退させること自体、重大な逆行だと言わなければなりません。

さらに、所得60万円以上等の被保険者利用者から、その2割の利用料の負担が導入をされました。これは、今ご答弁がありましたけども、159件の被保険者が2割の負担になったということであります。医療費の窓口負担の増加や年金の削減と相まって、本当に必要なサービスの抑制を引き起こしていくこと、これはもう必至であります。こういう点で、この介護保険特別会計決算を反対ということで、討論を終わります。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

副委員長。

増田副委員長 認第3号、平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今年度の決算につきましては、第6期事業計画の計画値と比較いたしますと、今期保険給付費におきましては109%となっております。施設サービスや居宅サービスなどは伸びていますが、全体的には計画範囲内の決算になってございます。介護給付費準備基金につきましては、第5期事業計画から続いていた取り崩しに歯どめがかかり、約443万円を積み立てることによりまして、基金残高は3,400万円というところまで持ち直しているところでございます。

そして、また認知症予防対策など、介護給付費を抑制しようとする地域支援事業の取り組みも定着してきたことなどによりまして、介護保険事業の健全な運営に努力されてきたことは一定の評価をするものでございます。

しかしながら、この決算を見ますと、第6期事業計画の初年度にあるにもかかわらず、介護給付費の実績値が計画値を上回っております。また、高齢者人口がふえる、要介護認定者もふえる、今後もこのような傾向は強くあらわれてくるものというふうに思われます。介護サービスを必要とする方はもちろん、そういった方々を支えていく家族の支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、今期決算認定について賛成の討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部の水原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第8号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書249ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,606万円、歳出総額1,606万円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともにゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。255ページをお開きお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項1目介護認定審査会一般管理費では1,111万8,150円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では429万9,272円の支出でございます。めくっていただきまして、256ページをお願いいたします。2目市町村審査会費では64万2,169円の支出でございます。

歳出合計といたしまして、予算現額1,750万円に対しまして、支出済額1,605万9,951円、不用額144万49円でございます。

戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。

歳入でございます。１款分担金及び負担金、１項１目介護認定審査会共同設置負担金では730万3,448円の歳入、２目市町村審査会共同設置負担金では30万5,442円の歳入。

２款繰入金、１項１目介護保険特別会計繰入金では811万4,334円の収入でございます。２目一般会計繰入金では33万6,747円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,750万円に対しまして、調定額1,605万9,951円、収入済額1,605万9,951円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

西井委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより認第８号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第８号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第５号、平成27年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第５号、平成27年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出の決算書につきましてご説明申し上げます。

215ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額３億9,498万3,000円でございます。歳出総額は３億9,473万5,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は同額の24万8,000円でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げます。222ページをお開きください。

１款教育費、１項１目学校給食総務費でございます。支出済額は１億4,941万3,005円でございます。主な内容といたしまして、報酬で1,144万7,600円、７節賃金で373万3,900円、13節委託料で6,489万9,990円。223ページに移りまして、18節備品購入費では4,279万5,540円でございます。

次に、２目学校給食管理費でございます。総額は２億4,532万1,769円でございます。主な内訳といたしまして、11節需用費では5,605万4,341円、13節委託料では276万3,736円、16節

原材料費では1億8,609万5,832円でございます。

歳出合計といたしまして3億9,473万4,774円でございます。

次に、歳入の方に移らせていただきます。220ページをお願いいたします。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目教育費負担金でございます。1億7,395万1,172円。その内訳といたしまして、1節学校給食費負担金1億7,365万4,812円、2節学校給食負担金過年度分におきましては29万6,360円でございます。

2款財産収入、1項1目の物品売払収入でございます。65万6,340円です。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金2億2,000万円でございます。

4款繰越金、1項1目前年度繰越金といたしまして24万7,898円。

221ページに移りまして、5款諸収入では、2項雑入では12万7,125円でございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1の公有財産といたしまして、土地におきましては、旧の新庄学校給食センターの土地の減ということで、マイナスの625平方メートル、決算年度末におきましては4,469.97平方メートルでございます。建物につきましては、右端の延べ面積の計で申し上げますと、新庄當麻の面積の減で合わせまして1,302平方メートル、決算年度末現在高におきましては2,295.33平方メートルでございます。下の2の物品につきましては記載のとおりでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 まず最初に、一般会計の歳入の中で、学校給食特別会計の方で説明させてもらうと言っていた藤井本委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

吉村部長。

吉村教育部長 まず、公用車の売却についてでございます。給食センターの配送車の売却でございます。この車は購入してから9年が経過しているという状況でございます。廃車も考慮しておりましたが、業者選定委員会の方に諮らせていただき、市内の指名願いを上げているディーラー全てを指名させていただきまして、入札をさせていただいたということでございます。

また、そのほかの物品の処分につきましては、各課の配分あるいは各大字、そして各種団体に払い下げを行わせていただいております。また、残りの物品につきましては廃棄処分という予定をしているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 224ページの財産に関する調書というところの物品のところですね。今、お話を聞いたように、9年が経過した給食の運搬車を入札で売却したと、これはわかりました。この給食運搬車というのは2台あったのかな。そのほか自動車等があったわけですけども、それらについて、例えば給食の冷蔵庫とか、給食の器具など、これらはどうされたのか。それらについては、公民館で使えるようなものについては公民館に渡したということは聞いているわけ

ですけれど、わかる範囲で、残りの車はどうしたとか、公民館等にはこういうのを持っていたとか、教えていただけたらありがたいと思います。

西井委員長 西川所長。

西川学校給食センター所長 給食センター、西川でございます。よろしくお願いします。

ただいまの質問でございますけども、先ほども部長から説明しましたように、1台は入札で売却処分しました。もう1台につきましては、15年以上の旧型車になりますので、売却できないということで廃車処分にさせていただいたことでございます。

それから、今の給食センターに残っている物品ですけども、大型機械、据え置き型の機械、自動揚げ物機とか、冷蔵庫、冷凍庫、そういう大型物品は大字の方には持ち帰れませんので、これは今まだ残っておる状態でございます。あと、使い古した食器類とかも、もう誰も持って帰りませんので、食器類は残っている状態でございます。使えるような食器は持って帰っていただきましたけれども、あと使えないような食器だけ一部残っておるような状態でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 何のために残されているのかわからないけども、また使われる方があるんじゃないかなと思いますので、何らかのことを考え、考えるために残してあるんやろうけど、よろしくお願いしたいと思います。終わっておきます。

西井委員長 それでは、本件について質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

ただいま議題となりました認第6号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書227ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額106万8,000円、歳出総額106万4,000円、歳入歳出差引額4,000円、実質収支額4,000円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出よりご説明申し上げます。233ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。11万5,037円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金でございます。94万9,000円の支出でございます。

したがいまして、歳出済合計額106万4,037円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。232ページをお願いいたします。

1款1項1目雑入でございます。105万9,924円の収入でございます。

続きまして、2款1項1目繰越金でございます。7,796円の収入でございます。

したがいまして、収入済合計額106万7,720円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第4号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題としていただきました認第4号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、201ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億8,249万円、歳出総額14億8,184万9,000円となっております。歳入歳出差引額は64万1,000円、実質収支につきましても同額の

64万1,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、208ページをお開き願います。

それでは、歳出の方でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費合わせまして1,945万1,322円で、職員2名分の人件費でございます。以下、主なものでございますが、11節需用費におきましては248万4,361円で、主な支出といたしましてはマンホールポンプの光熱水費等の支出でございます。13節委託料は1,670万70円で、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプの維持管理業務委託料が主な支出となっております。続きまして、19節負担金補助及び交付金2億4,169万488円で、主なものといたしまして流域下水道維持管理費負担金で2億3,597万3,424円、下水道改造助成金で335万円、下水道接続家屋67戸分の助成金でございます。

続きまして、209ページの2款公共下水道事業費、1項1目下水道建設費では、2節給料、3節給料手当等、4節共済費合わせまして2,164万4,184円で、職員3名分の人件費となっております。続きまして、210ページの13節委託料では2,602万8,000円で、測量設計等委託料、下水道事業公営企業移行資産調査業務委託料、下水道基本計画策定業務委託料でございます。15節工事請負費では2,117万2,320円で、下水道管渠改築工事、取付管及びます設置工事等の工事請負費となっております。2目流域下水道事業費、19節負担金補助及び交付金では1,157万2,477円でございます。

続きまして、3款公債費でございます。1項1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては7億9,982万6,672円の支出となっております。2目利子では23節償還金利子及び割引料で2億6,544万9,277円の支出となっております。

歳出合計といたしまして、14億8,184万8,740円の支出となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。206ページにお戻りください。

1款使用料手数料でございますが、1項1目下水道使用料では3億6,559万3,570円の収入済額となっております。2項1目下水道手数料につきましては52万5,000円の収入済額となっております。これにつきましては、排水設備指定工事店並びに責任技術者の登録手数料でございます。

2款国庫支出金、1項1目公共下水道事業費国庫補助金でございますが、1,100万円の収入済額となっております。

続きまして、3款繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金といたしまして8億3,950万円の繰入金となっております。

次に、207ページ、6款市債、1項1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしまして2億4,730万円、2節流域下水道事業債では1,140万円の収入済額となっております。

歳入合計といたしまして14億8,248万9,577円となっております。

以上、簡単な説明となりましたが、平成27年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第10号、平成27年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました認第10号、平成27年度葛城市水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。16ページをお開き願いたいと思います。水道事業報告書でございます。

まず、総括事項の営業でございますが、平成27年度末の給水戸数は前年度より155戸増の1万3,875戸でございまして、給水人口につきましても122人増の3万7,061人となっております。近年、節水意識が浸透し、また、一部大口事業者における使用量の減少もあり、年間有収水量で3万6,000立方メートルの減少となりました。また、1日平均配水量につきましては1万2,174立方メートルで、ピーク時には1日最大1万3,440立方メートルの配水量となっております。

次に、建設改良でございますが、平成27年度は平岡受配水池緊急遮断弁設置工事、新庄浄水場のろ過機等老朽設備修繕工事、兵家浄水場の2号急速ろ過機更新工事、連続移動床ろ過機改良工事を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。

次に、経営に関してでございますが、平成27年度につきましても地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支については水道事業収益7億2,758万2,081円に対し、水道事業費用は5億8,207万4,072円で、当該年度の純利益としては1億4,550万8,009円となっております。また、資本的収支につきましては、収入額2,691万4,845円に対しまして、支出額は3億1,016万2,375円となり、資本的収支の不足額2億8,324万7,530円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,630万5,702円並びに過年度損益勘定留保資金2億6,694万1,828円にて補てんいたしております。

次に、水道事業の損益計算につきましてご説明を申し上げますので、4ページにお戻り願いたいと思います。

平成27年度葛城市水道事業損益計算書でございます。

まず、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益等合わせまして5億8,866万1,573円でございます。また、営業費用につきましては、原水及び浄水費あるいは配水及び給水費等合わせまして5億5,995万1,911円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして2,870万9,662円の営業利益となっております。

次に、5ページの営業外収益でございます。受取利息、配当金、長期前受金戻入、雑収益合わせまして営業外収益として1億3,386万3,946円でございます。また、営業外費用につきましては、企業債の支払利息、企業債取扱諸費並びに雑支出合わせまして2,113万1,207円の支出でございまして、営業外収益から営業外費用を差し引きいたしまして1億1,273万2,739円となり、結果、経常利益といたしまして1億4,144万2,401円となっております。

次の特別利益でございますが、固定資産売却に伴う特別利益として505万6,562円でございます。また、特別損失でございますが、給水分担金等の還付に伴う特別損失として99万954円でございます。当年度純利益1億4,550万8,009円、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円、合わせまして18億1,514万2,650円の当年度末処分利益剰余金となっております。

引き続きまして、収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明を申し上げますので、23ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入額が7億2,758万2,081円でございます。1項営業収益、1目給水収益では5億4,276万3,169円の使用料収入で、供給単価は127.42円でございます。2目受託工事収益では、給配水受託工事収入として105万5,000円の収入でございます。3目その他営業収益は4,484万3,404円の収益となっております。また、2項の営業外収益では、預金の受取利息として528万3,464円、長期前受金戻入として1億2,605万3,687円、その他雑収益の下水道管賃借料等で252万6,795円、合わせまして営業外収益は1億3,386万3,946円でございます。また3項の特別利益では、土地売却に伴う固定資産売却収益として505万6,562円となっております。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用として、支出額が5億8,207万4,072円で、給水原価としては102.56円でございます。1項営業費用の支出額が5億5,995万1,911円でございます。

次に、2目配水及び給水費でございます。配水及び給水の支出が2,536万9,938円となっております。

次に、3目受託工事費でございますが、支出額は1,792万811円となっております。

4目総係費でございますが、7,048万9,875円を支出いたしております。

次に、5目減価償却費でございますが、有形固定資産減価償却費が2億735万8,919円でございます。

28ページ、6目資産減耗費では、有形固定資産の廃棄損として210万6,197円、7目その他営業費用では24万2,360円を支出いたしております。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費では2,107万559円、また2目雑支出では6万648円を合わせて営業外費用として2,113万1,207円を支出いたして

おります。

3 項の特別損失でございます。給水分担金等の還付に伴う特別損失として、99万954円を支出いたしております。

次に、29ページ、資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。

まず、1 款資本的収入でございます。2 項固定資産売却費では、土地売却に伴う固定資産売却代金として590万4,525円、3 項補助金では、緊急時給水拠点確保等事業交付金の国庫補助金として864万円、また、4 項負担金その他諸収入では、工事負担金として1,145万4,000円を収入し、資本的収入合計は2,599万8,525円でございます。

ページをめくっていただきまして、30ページの資本的支出でございます。1 款資本的支出では、支出額が2 億9,294万353円でございます。その内訳といたしまして、1 項建設改良費の1 目浄水設備費で、浄水施設設置改良工事等で8,590万9,000円、2 目配水設備費では配水管工事等設計委託料、配水管工事費等合わせまして1 億2,609万2,310円となっております。4 目固定資産購入費では、量水器の購入費及び器具備品購入費で372万3,498円、5 目リース債務支払額は419万3,378円の支出となっております。主な建設工事の内容につきましては19ページに記載させていただいております。

また、2 項1 目企業債償還金では7,302万2,167円を償還いたしました。企業債明細書につきましては32ページに記載をさせていただいております。

最後に、貸借対照表の説明をさせていただきますので、6 ページにお戻りください。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産（1）有形固定資産につきましては52億420万7,064円でございます。7 ページに移りまして、2、流動資産につきましては23億2,854万9,519円でございます。固定資産と流動資産を合わせました資産合計は75億3,275万6,583円でございます。

次に、負債の部でございます。3、固定負債につきましては4 億8,081万6,249円でございます。4、流動負債につきましては、次の8 ページですが、2 億3,748万9,876円でございます。5、繰延収益につきましては29億7,315万6,987円で、負債合計は36億9,146万3,112円でございます。

次に、資本の部でございます。6、資本金につきましては、2 億8,513万4,816円でございます。7、剰余金につきましては35億5,615万8,655円でございます。剰余金合計も同額でございます。資本金と剰余金を合わせました資本合計は38億4,129万3,471円で、負債、資本合計は75億3,275万6,583円でございます。なお、この額は7 ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度葛城市水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

一言閉会のご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、まだまだ質問もいろいろしたいところがあったと思いますが、3日間の日程ということで、かなり辛抱してもらいながらやってもらったということで、3日間の中でこのようにきちっとあわせてもらえたことを、まことにありがとうございます。感謝いたします。

また、計10会計の決算認定全てにおいて慎重審議してもらい、円滑に審査いただいたことを本当に委員長といたしまして、また副委員長ともども感謝しております。市政の執行に当たります理事者側にも、この3日間に出た意見を慎重に検討しながら推進してもらいたいということをお願いいたしまして、これを持ちまして決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時18分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 西 井 覚